

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	3	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

特定空家等の行政代執行までの手続の迅速化

提案団体

朝日町

制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法における特定空家等の行政代執行を行うに当たり、普通郵便で送付した書面が不着として返送されてこない限りは相手先に届いているものとして取り扱うようにできるようにすること。

具体的な支障事例

平成31年に特定空家等に認定した空家等について4名の共有持分権者を確知しているが、1名のみ訪問や各種書面を送付しても全く反応がない状況が現在まで続いている。書面は普通郵便ほか配達証明郵便を活用し送付しているが、配達証明郵便に至っては、全て保管期間が終了し返送されてきている状況である。また当該者については、居住先(県外)を訪問しているが接触はできていない。しかし、居住先(県外)の自治体等への聞き取りや水道利用状況の照会から居住先(県外)での生活の事実確認はできている。

なお、「事例から見る空き家の行政代執行の実務(R3.3 暫定版 国土交通省近畿地方整備局)」P.11においては、「不着として返送されてこない限りは相手先に届いているものとする旨を確認」とされているが、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(R5.12 国土交通省)」P.26においては、「郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい」とされている。このことについて、顧問弁護士は後者の取扱いで行うべきとの見解であった。

当該空家等は、町の中心部に位置し、通学路に隣接している。現在は倒壊予防のための緊急安全措置として、足場・バリケードを設置して通行不可としているが、地域住民の安心安全のためにも1日も早い解体を進める必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

最後に居住していた方が平成3年に亡くなり、その後相続人2名も平成20~21年に亡くなっている。その後、共有持分権者は存在するものの、適切な管理を行う者はおらず、荒廃・老朽化する建物を見ている地域住民は長らく不安を感じている。また、支障事例に記載のとおり、当該空家等が通学路に隣接していることもあり、早急な解体含め安全な通行を求める要望が地域住民、議会から届いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特定空家等の解体が進むことにより、地域住民の安心安全が確保される。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、横須賀市、上越市、名古屋市、豊橋市、半田市、稲沢市、寝屋川市、田原本町、熊本市

○当市においては現時点で特定空家等はないが、行政代執行の際には、空き家等の解体・除却だけではなく執行後の費用の回収も含めて慎重な手続きの実施が求められると考える。よって、こういったケースについて郵便物の不着による返送のみを判断材料とするのではなく、文書の手交もしくは職員の手による直接の投函や不在票の残置、あわせてそれらの事後の状況の確認（文書等が回収されているかなど）など、文書の取り扱いだけでもいくつかのやり方を検討・実施したうえで、多角的に判断すべきと考える。

○過去に当市でも、同様な案件が1件あった。特定空家の指導書を配達証明郵便にて送ったが、一定期間の保管後、差し戻された。偶然にも宛先は近辺に居住するものであったため、直接届けることができたが将来的に同様な事例が起こることが推測され、特定空家解体の妨げとなる可能性がある。

○特定空家等に認定した空家等において、訪問や書面を送付するも全く反応がない状況が現在まで続いているものがある。

○特定空家等相当の空き家で多数の者が共同で所有する物件があり、今後の流れを検討する中で、文書で勧告等を行う際に全員に配達証明郵便等により直接の受け取りを確認したうえで固定資産税の減免解除や行政代執行を行うという流れが現実的に可能なかどうかといった議論がある。例えば、普通郵便でなくても、特定記録郵便により、相手先のポストに投函されたことが記録として残る形での郵送をOKとする等の方法が考えられる他、所有者が居所不明（共有者の一部のみ不明な場合を含む）の場合の公示送達による扱いとの整理等について明確化をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項に規定する勧告等に関する書面を普通郵便により行ったが返送されてこない場合の中には、誤配達や紛失、第三者による抜き取りなどにより相手方に届いていないケースが否定されず、相手方が当該勧告等の内容を了知し得るべき場所に送達されたことを確実に証明することができず、当該勧告等の効力が生じたことが不確実であると考えられるため、提案の受け入れは困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	10	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

消防署等の用地取得事務における土地収用法第3条の適用区分(第19号・第31号)の判断基準及び照会手続の明確化

提案団体

春日井市

制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

消防署、消防団警備詰所(以下消防署等という)について、過去の事例から土地収用法第3条の19号及び31号のそれぞれに該当する場合があるが、19号と31号それぞれに該当する場合の違いの明確化を求める。併せて19号に該当する場合に必要な添付書類や照会手順の明確化も求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

公共事業の用地取得において、対象施設に対する土地収用法第3条の該当号により、適用される関連法令や地権者への補償・説明内容等のための事務手続きが異なる。同法第3条第19号に「市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設」の記載があるが、国土交通省は消防署等は第31号に該当するとの見解を示している。一方で第19号該当を主張する場合には消防庁の判断を求めている。

【支障事例】

国土強靱化や巨大地震対策等の観点から、防災拠点の機能確保や立地の安全性向上が求められており、消防署等の移転・再編(高台移転を含む)の必要性は今後増加すると予想される。国土交通省は土地収用法第3条第19号と整理する場合には消防庁の判断を根拠資料として想定しているが、消防庁側で決まった照会手順はなく対応できる体制となっていない。結果省庁間のたらい回しになり、自治体は用地交渉に入れない。個別の判断を仰ぐにしても判断基準がない状態では候補地の選定もままならず、資料作成自体が困難であり、当市では令和2年に第19号該当と確認できるまでに約7か月を要した。

【支障の解決策】

消防法は消防の組織・権限・業務の基本法であり、条例や指針などの規定群と一体となって消防体制を構築している。したがって、「市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設」とは、消防法の体系的枠組みに基づいて市町村が設置する消防施設(消防署等)を含むと解するのが合理的である。形式的に明記されているか否かのみで判断することで、実態として消防機能の中核を担う施設が「消防の用に供する施設」から除外される矛盾を生じている。過去の収用法逐条解説や税務署内部事例集では土地収用法第3条第19号と解釈できるとされており、消防署が第19号に該当すると判断された事例も多数ある。消防庁と国土交通省が調整し備えるべき設備基準等を明確にし、照会先や手順を通知することで事務の遅延を解消できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

円滑な消防署等の設置・再編は地域の防災・救急能力の向上に大きく寄与する。
土地収用法第3条第何号に該当するかの判断方法を所管官庁に毎回確認する必要がなくなり事務の効率化につながる。
地権者への説明が容易になり、円滑な用地取得を行うことができる。

根拠法令等

土地収用法第3条第19号・第31号、消防法第1条、租税特別措置法第33条の4、租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、相模原市、寒川町、大阪市、高松市、鹿児島市

○消防庁舎や消防団詰所の改築等で、適地へ移転する場合が想定されることから、適用される根拠法等の整理は事務の効率化のため望む。
○当市では、消防署等について土地収用法第3条第19号該当として整理しているが、当該解釈に関する照会等については、回答までに相当の時間を要しており、提案同様の支障が生じている。
○令和13年度までに消防庁舎の建設を予定しているため、土地購入時の懸案
○当市においては同様の事例は認められないものの、将来的に発生する可能性も否定できないことから、提案の趣旨については賛同する。

各府省庁からの第1次回答

消防署及び消防団詰所については、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第19号に規定する「消防法(昭和23年法律第186号)によって設置する消防の用に供する施設」には該当せず、同条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当することを明確化するための解釈通知を、関係者に対し、総務省及び国土交通省の連名で発出することを検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	45	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

LABV 方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業(法定建替)の適用拡大等

提案団体

宝塚市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

PPP の一手法である LABV 方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」について、公営住宅法の「公営住宅建替事業(法定建替)」に含めるとともに、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」の対象範囲に加えること。

具体的な支障事例

地方では、人口減少に伴う財政難や労働者不足が深刻化しており、特に技術職の人材確保については危機的な状況となっている中で、官民連携(PPP/PFI)手法の導入は、こうした人手不足・資金不足に対応するための有効な手段として認識が広がっており、国も PPP/PFI 手法の推進を行っているところである。一方で、新たな官民連携手法を導入する際、これまで法律が想定していなかったスキームをどのように扱うかが問題となり、各事業に係る法改正が行われていないことが PPP/PFI 手法の推進を図る上での大きな課題となっている。本市においては、国土交通省が実施した「令和7年度『民間提案型官民連携モデリング事業』」において、本市のニーズに対する民間事業者の提案が採択され、その調査の中で「LABV 方式が『法定建替え』に該当するか」が大きな論点となった。民間事業者と国土交通省の担当者で協議を重ねたが、「現行制度上、想定されていない官民連携手法であること等から、事業実施に向けて十分に整理をする必要がある」との意見が民間事業者から示された。特に問題なのは、公営住宅の建替えに PPP の一手法である LABV 方式を活用して、既存公営住宅の所有権を LABV(官民共同事業体)に移転し、LABV が建替えた住宅を市が借上げて公営住宅とする場合、「地方公共団体による直接建設」ではないため、当該建替えが「公営住宅建替事業(法定建替)」に該当しないとされる点である。公営住宅建替事業(法定建替)に該当しなければ、既存公営住宅の入居者に対する明渡し請求権が付与されないため、入居者の住み替えを進めるにあたり大きな労力と費用が必要となる。このことは、人口減少に伴う公営住宅の集約建替えにおいて、人材確保が困難な地方での PPP 活用の大きな障壁となる。また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業の対象要綱においても、建替え後は同じ(借上げ)公営住宅であるにも拘わらず、PPP の一手法である PFI(BOT 方式)の推進には対応している一方、LABV 方式を活用した場合には国の補助を積極的に活用した公営住宅の更新ができない状況であり、財政的に非常に厳しい地方において PPP 活用の障壁となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

前述の民間事業者からは、「補助金の適用範囲は、LABV で事業推進するにあたり、民間事業者の事業参画意欲に関わる話となることから、現行規定に則った事業推進において課題が山積している」との意見を聞いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

LABV方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」についても、公営住宅法の「公営住宅建替事業」として認められること、また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」に該当するとされることで、以下の効果があると考えられる。

・既存入居者に対する明渡請求権が認められることで、建替えがスムーズに行えるため、PPPの導入促進に繋がる。

・PFI以外のPPPを活用した公営住宅の建替えが社会資本整備総合交付金の交付対象となることで、PPPの選択肢が広がるとともに導入促進にも繋がる。

・LABV方式の活用は、大小問わず多様な民間事業者が参画する機会が増えることとなり、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりに寄与するとともに、地方自治体の人材不足・財政難等の課題解決に繋がる。

根拠法令等

公営住宅法第2条第15号

公営住宅法第2条第16号

公営住宅法第38条第1項

公営住宅等整備事業対象要綱第3第三号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、稲沢市、熊本市

OLABV方式を活用した公営住宅の建て替えへの適用拡大については、共同提案団体として参画する。

各府省庁からの第1次回答

現行の公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業は、その公共性が特に認められることから借地借家法の特例として明渡請求権が認められているところ、LABV方式を用いた事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか等の観点から慎重な検討を行うことが必要。仮に、建て替えられた公営住宅の借上期間終了後に当該公営住宅が事業主体に帰属せず継続的に公営住宅として使用されないなど、公営住宅ストックの維持が図られない場合には公営住宅建替事業に含めることは困難である。

また、LABV方式による建築物に対してBOT方式による建築物と同等程度の補助率を適用することについても、事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、慎重な検討を行うことが必要。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	48	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける広域連携として特例一部事務組合が活用できること等の明確化

提案団体

貝塚市、泉南市

制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

国土交通省が推進する地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)において、広域連携を適用するに当たり、以下のことについて、総務省・国土交通省が共同通知により明確化すること。

- ①群マネにおける広域連携として、地方自治法第287条の2に基づく特例一部事務組合が活用できること。
- ②当該組合の管理者が自律的に予算執行できる範囲・手続。
- ③当該組合が「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「国土交通省所管補助金等交付規則」を根拠とする補助金等の交付対象であること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

①地方自治法第287条第1項は、一部事務組合に組合議会の設置を原則として求めている。第287条の2は、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができる「特例一部事務組合」を認めるが、適用要件の解釈が不明確である。

②地方自治法第292条により一部事務組合は地方公共団体の財務規定が準用されるが、特例一部事務組合において管理者が自律的に予算執行できる範囲・手続が明文化されていない。

【支障事例】

①技術系職員が不足する小規模市町村において、道路・橋梁・公園・上下水道等インフラを複数自治体・複数分野で一体管理する群マネ事務局の設置が急務となっている。しかし、第287条の2の群マネ事務局への適用可否の法的解釈が確立されておらず、設置に踏み切れない地方公共団体が多い。

③今後、群マネ事務局で活用を検討している「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「国土交通省所管補助金等交付規則」を根拠とする補助金等も当該組合を明示的な交付対象としておらず、財源確保の見通しが立てられない。

【制度改正の必要性】

①技術職員共有・共同発注等の群マネ機能を担う軽量な事務局のために組合議会設置を義務付けることは過剰規制であり、第287条の2の活用要件の明確化が急務である。

②共同発注・委託業務の実効的な遂行には補助金の直接受入れと自律的な予算執行が不可欠であり、財務規定の明確化が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ①技術系職員を持たない小規模市町村の首長・担当者から「群マネ事務局を設置したいが、組合議会設置の事務・費用負担が大きく参加に踏み切れない」との声が多い。国土交通省モデル地域参加団体からも、事務局の法的位置づけの不明確さが実施体制構築の障壁との指摘がある。
- ②③構成市町村の財務担当から「国補助金の間接的な付け替え処理は会計事務負担が大きく群マネ参加の障壁」との意見がある。事務局実務担当からは「インフラ緊急対応で支出判断が遅れると住民安全に影響する」との懸念もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①小規模市町村も組合議会なしで群マネ事務局に参加でき、広域連携の参加障壁が大幅に低下する。共同発注・包括的民間委託の一元実施によりインフラ維持管理コストの削減と技術水準の確保が実現する。
- ②③補助金の直接交付で構成市町村の重複会計処理が解消される。管理者の機動的な予算執行でインフラ緊急対応の迅速化が図られ住民の安全確保に直結する。手続の簡素化で小規模市町村の群マネ参加ハードルが低下し広域連携が促進される。

根拠法令等

地方自治法第 287 条、第 287 条の 2、第 292 条、国土交通省所管補助金等交付規則、社会資本整備総合交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

—

各府省庁からの第 1 次回答

一部事務組合（特例一部事務組合を含む）の群マネへの適用については、「手引き」において明示している。なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「同法」という。）第 287 条の 2 に規定される特例一部事務組合は、議会がない一部事務組合ではなく、通常の一部事務組合と同様に議会の設置を必要とするものであるから、当該一部事務組合の管理者のみで意思決定をできるものではなく、通常の一部事務組合と同様の取扱いとなるため、提案団体においては事実誤認がある。

特例一部事務組合は、同法第 1 条の 3、第 284 条第 1 項及び第 287 条の 2 第 2 項の規定に基づき、地方公共団体であるといえる。したがって、特例一部事務組合は、社会資本整備総合交付金交付要綱第 4 に規定する交付対象である「地方公共団体等」に該当するところ、当然に交付対象になると考えられる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	49	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	10_運輸・交通		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国に対する自動車臨時運行許可申請のオンライン化

提案団体

明石市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

臨時運行許可については、市区町村に加えて、地方運輸局長も行うとされているにもかかわらず、地方運輸局長への申請についてはオンライン化されていないため、国に対する自動車臨時運行許可申請についてもオンライン申請できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

自動車臨時運行許可申請については、道路運送車両法上、地方運輸局及び市区町村が許可を行うとされているにもかかわらず、そのほとんどが市区町村へ提出されているため、市区町村では申請受付や仮ナンバーの交付・管理に係る事務負担が生じている。

また、令和7年12月18日に「国土交通省物流・自動車局自動車情報課」と「デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当」の連名で、「マイナポータルの「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて」という事務連絡があり、臨時運行許可申請のオンライン化の促進に資する標準様式がリリースされたこと、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正を検討していることが記載されていた。

上記省令改正が実現することで、オンライン申請については、自動車損害賠償責任保険証明書の電子データを添付することにより、申請手続についてオンライン完結することが可能となり、窓口への来庁は不要となる。

しかしながら、地方運輸局長への申請についてはオンライン申請できる環境が整備されていないため、国に対して申請する場合には窓口来庁が必要である。そのため、今後市区町村に対する申請のオンライン化が拡大することで、より一層市区町村への申請が増加し、市区町村における申請受付や仮ナンバーの交付・管理に係る事務負担の増加が見込まれる。

また、利用者は陸運部等で車検を完了しても、その場で番号標等の返却ができず、市区町村窓口に赴いて返却する必要があるため、移動の非効率が生じるとともに、紛失リスクを誘発している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1 利用者利便の向上
国へのオンライン申請化で申請・受取の来庁が不要となり利便性が向上する。

陸運部等で車検後、その場で番号標等を返却することができるため、番号標等の返却に係る市町村への移動負担が軽減される。

2 行政運営の効率化

市区町村の業務負担(窓口対応・返却管理・照会事務)が減少する。

根拠法令等

道路運送車両法第 34 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、白河市、柏市、川崎市、新潟市、名古屋市、小牧市、斑鳩町、安来市、都城市

○地方運輸局でも国に対する自動車臨時運行許可申請についてもオンライン申請を可能とすることで申請者の利便性向上につながると考える。

○申請のオンライン化に伴い市区町村の業務へ偏りが見込まれるため、地方運輸局に対しても申請のオンライン化への環境整備を求める必要がある。番号票等の返却については、地方運輸局において車検後の回収を可能にすることで、督促や管理といった業務負担を軽減できると考えられる。

各府省庁からの第 1 次回答

利用者にとって、主に臨時運行許可を行っている最寄りの市区町村と比較し、地方運輸支局等は一般に遠方に所在しており利便性が低いこと等から、現在、地方運輸支局等への申請件数は全体の申請件数の約1%程度にとどまっており、大半の申請が利用者にとって利便性が高い市区町村に対し行われている状況である。このような状況の中、現時点では、国において臨時運行許可に係るオンライン申請システムを導入して欲しいとの利用者からの要望は承知していない。

また、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能(「ぴったりサービス」)等により市区町村向けのオンライン申請環境の整備が進んできているものの、当該仕組みの導入自治体は現時点で僅少であり、導入自治体においてもオンライン申請の利用は限定的である。

これらの状況を踏まえると、直ちに国におけるオンライン申請システムの導入が必要な状況とは認識していないが、引き続き、地方自治体におけるオンライン申請導入状況や利用者ニーズ等の動向を注視していく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	50	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

下水道法施行規則第 11 条による受理書交付規定の廃止

提案団体

茅ヶ崎市、秋田県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

下水道法施行規則第 11 条により、「公共下水道管理者又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。)の管理者は、法第 12 条の3第1項又は法第 12 条の4の規定による届出を受理したときは、別記様式第9による受理書を当該届出をした者に交付するものとする」とされているが、この受理書交付の規定廃止を求める。

具体的な支障事例

下水道法施行規則第 11 条により、特定施設の設置等の届出を受理したときは、公共下水道管理者等は受理書を交付するものとなっているが、特定施設の設置等に関して下水道法と類似の届出が求められる水質汚濁防止法では、令和3年4月1日付の改正により受理書交付の規定が廃止されている。
当市では年間の交付件数が 10 数件であるが、交付に際し、事業者から、下水道法に基づく手続では受理書が交付され、水質汚濁防止法に基づく手続では受理書が交付されない状況について説明を求められることがあり対応に苦慮している。また、受理書を元にした後続の手続等はない状況にもかかわらず交付が義務付けられているため、その都度作成事務が発生し負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市は施行時特例市のため、水質汚濁防止法に係る事務は権限委譲されており、下水道法及び水質汚濁防止法の事務は当市で行っている。その中で、下水道法と水質汚濁防止法の両方の届出をした事業者から、一方からは受理書が交付され、もう一方からは受理書が交付されないことについて説明を求められたことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受理書の交付がなくなることにより、当市では年間 20~30 時間程度の事務負担軽減につながると想定され、行政の事務効率化が図れる。また、紙媒体の受理書がなくなることで、届出手続を電子媒体のみで完結させることも可能となり、事業者の利便性も向上にもつながる。

根拠法令等

下水道法施行規則第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、高崎市、平塚市、豊田市

○かつては届出の公的な証明として受理書が重宝されたが、現在は届出書の控えへの收受印や、メールによる受付通知でその目的は十分に達せられる。水質汚濁防止法が先行して廃止した事実は、受理書が現代の行政手続において必須ではないことを証明している。

たとえ、内閣府が推進する電子申請を導入しても、規則に『受理書を交付しなければならない』とあるため、結局は紙に出力して事業者に再び来庁していただくか再び PDF 化してメールで送付という二度手間が発生し、完全なペーパーレス化のボトルネックとなりうる。

内閣府が進める押印見直し・手続簡素化の方針に鑑みれば、下水道法だけが旧来の交付義務を維持し続ける合理的な理由は存在しない。制度のねじれを解消し、国全体で事務内容を統一すべきである。

○除害施設等の設置に関する融資や固定資産税等の軽減措置を受ける際に、届出書提出の証明書類として受理書の提出を求められる場合があると聞き及んでいるが、当局も特定施設設置にかかる受理書を年間約 180 件発行しており、受理書交付規定廃止により行政事務の効率化が図られると考える。

各府省庁からの第 1 次回答

下水道法施行規則第 11 条に規定する受理書の交付については、令和 8 年度中を目処に省令を改正し、当該規定を廃止する方針である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	53	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の実施主体への社会医療法人ではない医療法人の追加

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

交通空白地における自家用有償運送を必要とする地域は過疎地が多く、このような地域で運営されている医療法人の多くは小規模であり、社会医療法人の認定要件を満たすのは難しいため、一般の医療法人でも可能となるように求めるもの。

具体的な支障事例

地域の医療法人が運営する病院では無料の患者送迎バスを運行しているが、病院の経営を圧迫する要因の一つになっている。また、路線バスと重複して運行している路線もあることから利用が分散してしまっている。一方、既存の路線バスはドライバー不足により住民の要望に応じた増便等を実施できない状況にあることから、路線バスの運行事業者からは利用の少ない路線の廃止を提案された。路線の廃止により交通空白地が生じてしまうことから、医療法人が運行する患者送迎バスを活用して代替運行(定時定路線運行)の検討を行い、医療法人(社会医療法人ではない)における自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の導入を検討していたが、厚生労働省からは認められないとの見解が示された。

やむを得ず、医療法人と同一グループ会社である一般社団法人が公共交通の運行を行うことで調整を行っているが、車両名義・車両保険・社員の配置など様々な課題調整に苦慮しており、スムーズに事業を展開することができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、通勤等に利用したいと一部路線の増便要望や他の公共交通との接続改善要望がある。現在の路線バスの運行事業者からは、利用者から要望のある路線の増便や他の公共交通との接続改善のため、利用の少ない路線を廃止し他の事業者による代替運行を行うことを提案された。地域の医療法人では、これまで行ってきた無料の患者送迎バスは病院経営を圧迫しているが、高齢化率の高いこの地域では、今後免許返納者などが増加することが予想されることから、病院利用者の利便性維持のためやめることができない。路線バスと重複運行している無料の患者送迎を、病院が保有する車両を活用した公共交通へ移行することで運行経費を補填できることから、医療法人からは公共交通移行に賛同を得ている。また、今回のように別法人が行うようにするには、車両名義・車両保険・社員配置などの課題調整が煩雑になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

社会医療法人ではない医療法人が自家用有償旅客運送事業を行えるようにすることで、次のような効果がある。

- ① 今回のように、わざわざ別法人(一般社団法人)が自家用有償旅客運送事業を行うよりもスムーズに公共交通に移行することができる。
- ② 医療法人が自前で運行している無料の患者送迎バスを自家用有償旅客運送を利用した公共交通に移行することで運行経費を補填することができ、病院経営の支援につながる。
- ③ 医療法人が保有する車両は10人乗り程度の小型車両であることから集落内に入り込むことができる。集落内に停留所を設置することで、利用者の利便性が高くなる。
- ④ 既存の路線バス運行事業者は、他の路線における利用者の増便要望等に対応することができる。
- ⑤ 重複運行が解消され、効率的で持続可能な地域交通につながる。

根拠法令等

道路運送法第78条第1項第2号、道路運送法施行規則第48条第1項第5号、医療法第42条、医療法第42条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、小野市

○ 当市においても医療法人社団が運行する「外来患者送迎バス」があり、当該バスは市中心部と郊外を運行していることから、将来、現在運行している市のコミュニティバスの車両更新時期に、他分野連携の方策として検討する余地はあり得る。

各府省庁からの第1次回答

医療法人が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により新設される「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」において自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の実施主体として協力しようとする際に医療法人の附帯業務として取り扱うことができるかどうかを含め、医療法人の附帯業務の範囲の明確化について検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	83	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地区画整理法第133条等に規定する公告方法「官報への掲載」の見直し

提案団体

相模原市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

土地区画整理法第133条及び同条第2項で準用する同法第77条第5項に規定する公告について、「官報への掲載」を任意とし、地方自治体の定める方法で行うことができるように見直すこと。あわせて、官報への掲載が必須である場合、掲載単価の引き下げについて検討すること。

具体的な支障事例

土地区画整理法(以下、「法」という)第77条第5項及び第6項について準用する同法第133条の規定上、居所不明や受領拒否により書類を到達したとみなす必要がある場合、国立印刷局が発行する官報と、地方自治体が発行する公報又は日刊新聞紙により公告手続を行う必要があるところ、官報の掲載に際し、財政負担及び事務負担が生じている。

まず、官報の単価は1行当たり約1,000円であるところ、通知の文章をそのまま掲載するため、官報規定の様式に当てはめると50行以上に及ぶものもあり、1件当たり約5万~7万円を財政負担しなくてはならない。また、同法及び同法施行令に規定する公告方法は、上記のほか、施行区域内での掲示・施行区域を管轄する市長村長の公告・書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村長による公告・電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うこととされているが、書類が到達したとみなす日を揃えるためには、官報掲載のスケジュールに基づき、庁内の公告に係る調整と併せて、関係市町村と公告手続等の調整を1件ずつ行う必要があるなど、相当の財政負担・事務負担を要している。

さらに、事業全体への影響について、換地処分通知等、数百~数千人の地権者・関係者に対し一斉送達を要する書類もあり、現在の制度では、公告に要する事務に多くの人工・事業費を要する恐れがあるほか、換地処分や清算金の事務に係る事業期間等に影響を及ぼす懸念がある。

このような状況において、官報は、「官報の発行に関する法律」の施行により、令和7年4月1日から電子化され、「デジタル社会形成基本法」の一部改正(令和5年6月公布)により、法第77条第5項に電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(施行者のホームページ等)による公告が追加されたが、官報への掲載の必要性については、内閣府官報電子化検討会議の「官報電子化の基本的な考え方」(令和5年10月25日)P38では、本件のような法令の規定に基づく官報掲載の必要性・効果について、「官報とそれ以外の周知の方法のいずれによって周知を行うか、また、それぞれによってどのような法的効果が生ずるものとするかは、個別の法令の規定に基づくものであり、その意味でもあらかじめ官報が特別な法的性質を有するわけではない」と示している。

そのうえで本件を鑑みるに、土地区画整理事業においても、施行者のホームページへの公告によって、公告する内容をインターネットにより送信可能化する措置は図られており、また、地方自治体の定める公告式条例に基づく公告や施行地区内における公告の掲示、関係市町村長による公告も行っていることから、インターネットを

利用することができない者や書類の到達を受けるべき者への配慮がなされた状況にあると解することができ、必ずしも官報による法的効果が求められるものではないと考える。
以上より、本件について、官報への掲載を義務付けない所要の見直しを行っていただきたい。あわせて、官報への掲載が必須であるのであれば、官報掲載時の単価の引き下げについて検討いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務手続の簡略化による業務負担の改善、事業費全体の増額抑制や事業期間延長のリスク回避につながり、円滑な事業推進に寄与する。

根拠法令等

土地区画整理法、土地区画整理法施行令、土地区画整理法施行規則、官報の発行に関する法律、デジタル社会形成基本法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、豊橋市

—

各府省庁からの第1次回答

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第133条第1項に基づく書類の送付にかわる公告については、同条第2項に基づき、同法第77条第5項及び第6項が準用され、このうち、同法第133条第2項において準用される第77条第5項前段においては、「前項後段の公告は、(略)官報その他政令で定める定期刊行物への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(略)により行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。」と規定されており、当該規定における「官報その他政令で定める定期刊行物」については、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第72条第1項において、「法第七十七条第五項(法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める定期刊行物は、公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。」と規定されている。

ここで、「その他」とは並列を表す法令用語であり、したがって、現状、土地区画整理法第133条第1項に基づく公告は、「官報」、「公報」又は「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」のいずれかにより行うこととされているものであって、官報への掲載を義務づけているものではないと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	84	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地区画整理法第 62 条で規定する土地区画整理審議会の会議を書面による開催も可能とする見直し

提案団体

相模原市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地区画整理法第 62 条ほかに規定する土地区画整理審議会の会議の開催方法について、書面による開催も可能であることを通知すること。

具体的な支障事例

土地区画整理事業においては、土地区画整理法で設置について定められた土地区画整理審議会において、同法に定める同審議会への意見を聞く事項及び同意を得る事項について、諮問を行い答申を得ることで、事業を進める必要がある。同審議会の委員は、同法第 58 条の規定に基づき、施行地区内の宅地所有者若しくは借地人から選挙で選び、また学識経験者を選任できるとされている。加えて、開催方法については、同法第 62 条で定められており、具体的には、日時・場所を指定・通知し、招集し、委員の半数以上の出席をもって開催することになる。

一方、同法第 56 条第 3 項には審議会の権限が列挙されており、逐条解釈では、当該権限は「審議会の意見を聴かなければならない事項」と「審議会の同意を得なければならぬ事項」に分類されると解されているところ、審議会は地方議会のような議決機関ではないことから、例えば審議会の意見が公正性を欠くと施行者において判断される場合には、当該審議会の意見に反する決定を行うこともできると承知している。

加えて、実務上、例えば審議会の審議を踏まえ修正を行った資料の確認や、事業の進捗報告など、比較的簡易な案件を扱う場合もあり、必ずしも対面である必要はないと考えられる事項がある。

こうした観点から、施行者の判断により、必要に応じて対面・電磁的方法又は書面等から開催方法を選択することも可能であるものとする。

電磁的方法による開催については、「新型コロナウイルス感染拡大等を踏まえた土地区画整理事業・市街地再開発事業の手續に関する Q&A」(令和 3 年 9 月)に基づき可能であることは承知しているが、書面による開催についても、施行者の判断により対応が可能であることを通知していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

土地区画整理審議会は簡易な事項であっても書面による開催を行うことができず、出席に際し委員の負担が発生していることを承知している。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地区画整理審議会における開催方法を扱う事項に応じて選択可能になることで、委員や職員の負担軽減に資するとともに、土地区画整理事業の円滑な推進に寄与する。

根拠法令等

土地区画整理法、土地区画整理法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

各府省庁からの第1次回答

提案内容を踏まえ、比較的簡易な案件を取り扱う場合については、実務上の懸念点や土地区画整理法(昭和29年法律第119号)における土地区画整理審議会の設置趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	88	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

廃川敷地の管理期間の短縮

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

廃川敷地の管理期間を、国道の廃道敷地の管理期間と同程度に短縮する。

具体的な支障事例

河川法第91条第1項及び同法施行令第50条の規定により、廃川敷地の管理期間を10か月設けなければならないが、結果として、払下げの相談を受けてから手続の完了まで2年以上を要している。この間に行政側では人事異動が生じるため、相談開始から払下げ完了まで同じ担当者が処理することは稀である。また、手続の長期化に伴う購入希望者の心変わりや不動産価格の変動が原因で、トラブルが起こった事例もある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

旧河川用地の払下げ申込みに対応するため、廃川手続を行っているが、管理期間が長く、処理に複数年度かかってしまい、申請者の心変わりや、不動産価格の変動の影響により処分が進まないことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

廃川敷地の処分を円滑に実施することができる。

根拠法令等

河川法第91条第1項、河川法施行令第50条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、熊本市、宮崎県

○払下げの相談を受けてから手続の完了まで長期間を要する。そのため、相談開始から払下げ完了まで、行政側では人事異動が生じる可能性があり、同じ担当者が最後まで処理することができないことがある。

また、手続の長期化に伴う購入希望者の心変わりや不動産価格の変動が原因で、トラブルが起こる可能性や不動産価格の再算定を行う必要が生じる場合がある。

○10か月の管理期間中に、払下げ希望者の意向が変わり、払下げに至らない事例がある。廃川敷地が普通財産として残ると、草刈り等の管理に苦慮する。

各府省庁からの第1次回答

政令で定める法定管理期間は、河川法(明治二十九年法律第七十一号。以下「旧法」という。)による下付のほか、新たに河川区域となる土地との交換、二級河川に係る譲与、従来の占用関係の整理、国有財産としての財務省への引継ぎ、登記手続等の事務を想定して10ヶ月と定めたものである。

河川法施行令第49条の規定により廃川敷地等の公示を行った場合、旧法による「河川法制定以前に私人の所有権を認める証跡があるときは私人に下付すべし」との規定が適用され、廃川敷地等の処分(新たに河川区域となる土地との交換、二級河川に係る譲与等)を行う前に下付すべき土地の有無を明確にすることとしている(※)。

廃川敷地等の管理にあたっては、これらの調整を法定管理期間内に行うこととしている点で、道路の不用物件処分に比べて時間を要するため、法定管理期間を短縮する改正は困難である。

※下付を受けようとする者は、公示の日から三月以内に下付の申請をしなければならないとされており(河川法施行令附則第7条)、下付申請後においても、当該申請の妥当性の確認等に一定の期間を要する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	94	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務の廃止

提案団体

和歌山県、滋賀県、関西広域連合

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

官民連携基盤整備推進調査費は、民間事業活動と一体的に実施する社会基盤(道路、港湾、河川、公園、都市・まちづくり、観光・産業振興等)整備の事業化に向けた検討について、都道府県・市町村等を対象に調査費の一部補助が行われるものである。

年に3回ある案件募集について、都道府県に対しては国から直接案内があるものの、管内の市町村等(政令市を除く)に対しては、都道府県を通して配布するフローとなっており、都道府県において事務負担が発生している。

市町村等が応募や申請をするにあたっては、都道府県を経由することなく、直接国へ応募・申請することとなること、また、国からは支出負担行為担当官示達もなされることから、案件募集について都道府県を経由する必要性はない。

なお、市町村等に対する補助金は、都道府県を経由して支払われるというフローになっているが、案件募集についても都道府県を経由する必要性は認められない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国から市町村等に案件募集をすることにより、都道府県経由に係る時間が削減され、市町村等への募集案内がより速やかにされるとともに、都道府県の事務負担が軽減され、事務処理方法の見直しによる行政の効率化(年間数件程度)が期待される。

根拠法令等

官民連携基盤整備推進調査費の案件募集について(国土交通省国土政策局地方政策課調整室事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、鹿児島県

—

各府省庁からの第1次回答

官民連携基盤整備推進調査費は、民間の事業活動計画と一体となって推進する事業のうち、地方公共団体(都道府県、市町村等)が整備するインフラの概略設計等に活用できる予算である。連携する民間の事業計画に遅れることなく事業化検討が行えるよう、必要な調査費の一部を地方公共団体に支援することにより、広域的な観光や交流拠点形成の促進など、広く地域の活性化に寄与している。

市町村等に対する案件募集の周知(年3回程度)については、本調査費の活用を必要とする市町村等各分野における、時々の担当者への直接の連絡ルート为国においては有しておらず、都道府県の既存の連絡体制を用いた周知をお願いしているところ。その後の市町村等からの応募・申請は都道府県において確実に周知いただいた結果であり、都道府県における事務負担の軽減(市町村等からの直接の国への応募・申請)にも努めているものである。

国から市町村等へ直接周知を行う場合、必要に応じて別途都道府県を通じて市町村等の時々の連絡先を調査する必要があり、市町村等の事務負担の増加も想定されることから、都道府県における更なる事務負担の軽減に向けては引き続き検討を進めつつ、地域の活性化に向け、案件募集に係る周知について、引き続きご協力をお願いしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	96	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

旅館業法、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法(外国人滞在施設経営事業)のうち、業として人を宿泊させる営業を行う場合の申請事務の効率化

提案団体

名古屋市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、我が国では、宿泊業を営む施設に当たっては、旅館業法、住宅宿泊事業法、国家戦略特別区域法それぞれに基づいて宿泊業を営む施設が併存している状況にある。
令和7年4月1日に厚生労働省通知「旅館業における衛生等管理要領」が改正され、旅館業の基準が緩和された。また、空家の有効活用の推進を目的とした住宅宿泊事業法及び国家戦略特区制度について、制定時から社会状況が変化している。これらを踏まえ、業として宿泊を行う場合の根拠法令を旅館業法に一本化するなど、申請事務の効率化を求める。

具体的な支障事例

本市においては、インバウンドの回復により住宅宿泊事業の届出が急増しているところであるが、営業日数制限のある住宅宿泊事業を開始した直後に当該施設を旅館業に切り替える事例が多数あり、職員は短期間のうちに同一施設に対して住宅宿泊事業と旅館業の両方の手続に関する事前相談及び事務処理を行っており、業務が煩雑化している。
住宅宿泊事業法附則第四条には、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあり、旅館業法等との整合性を見直す時期と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

旅館業法、住宅宿泊事業法及び国家戦略特別区域法(外国人滞在施設経営事業)のうち、業として宿泊を行う場合の申請事務の効率化による地方公共団体及び事業者の事務負担軽減

根拠法令等

旅館業法、住宅宿泊事業法、国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法施行令、住宅宿泊事業法施行規則、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、大阪府、佐賀県

—

各府省庁からの第1次回答

「根拠法令を旅館業法に一本化」の内容が定かではないが、年間に渡って多数の者の宿泊を行わせる旅館業と住宅を用いて年間180日を上限として宿泊サービスの提供を行う住宅宿泊事業では、公衆衛生の確保や防火安全などの観点から、施設に求める構造上の基準など、異なる基準を設定していることから、統一した基準によって運用することは困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	101	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

森林境界明確化事業及び地籍調査の重複の解消等による事務の簡素化

提案団体

愛知県、岩手県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

森林境界明確化事業(林野庁所管)と地籍調査(国土交通省所管)について、作業工程の分別、測量方法や精度、境界立会等の作業内容の水準を統一すること。
森林境界明確化事業で測量した地点において、地籍調査を実施する場合に生じる再測量の重複を解消し、事務の簡素化・効率化を図ること。

具体的な支障事例

森林境界明確化事業と地籍調査は、ともに土地境界を明確にするために地権者の同意や立会いを得て測量を実施するものである。林野庁と国土交通省の連名通知では、両者が連携し、森林境界明確化が効果的に実施されるとともに、森林地域における地籍調査等が促進されることが求められている。
しかしながら、両者の事業目的が異なる性質上、測量する土地境界、測量方法や立会い方法、必要とされる測量精度等が異なり、森林境界明確化事業の測量成果を地籍調査に活用できないことが多い。具体的な相違点として、地籍調査は、森林境界明確化事業と比較して、基準点測量の実施が必要であること、境界に接する双方の土地所有者の立会いを要すること、また測量精度がより高いことといった点が挙げられる。
このため、地籍調査を実施する際には、森林境界明確化事業で既に測量した土地に対しても、改めて測量する必要が生じている。これにより、再び土地所有者に対して境界立会の同意を得る必要があるなど、事務の重複が生じており、山間部における地籍調査の円滑な推進の妨げとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【森林組合】

当組合が実施する森林境界明確化事業においては、土地所有者の探索のため、地籍担当部局を含めた市全体との連携が必要であるが、現在のところは森林部局との連携に留まっている。また、当組合では森林境界明確化に加えて当該地区の地籍調査も実施しているが、地籍調査は森林整備に通常求められる水準を大きく上回る精度や厳密な調査基準が課されているため、両者の調査方法や要件が大きく異なる。このため、同一箇所類似の調査を二度行わざるを得ず、現場では大きな負担となっている。さらに、地籍調査に必要な高精度の測量には外部委託が必要であり、費用が増大することから、森林境界明確化の段階で地籍調査に転用可能なデータを取得することは困難である。以上の理由により、森林境界明確化と地籍調査をそれぞれ別個に実施せざるを得ず、結果として事務の非効率が生じている。

【森林部局】

森林組合と森林部局が共同で行っている、森林境界明確化事業に類する事業においては、既に市域の170 km²

以上の施業界を確認できているが、地籍調査との制度上の隔たり(測量精度の違い)などで地籍調査と連携できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①連携による効果

測量費用の縮減、地元調整の効率化、地籍調査・森林境界明確化事業の進展

②森林境界明確化事業の進展による効果

森林整備の促進・効率化、権利関係の明確化、トラブル防止、保安林機能の保全

③地籍調査の進展による効果

土地境界トラブルの未然防止、登記手続の簡素化・費用縮減、土地の有効活用の促進、公共事業の効率化・コスト削減、法定外公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化

根拠法令等

国土調査法第2条第1項第3号

地籍調査作業規定準則

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領

森林公開明確化活動と地籍調査等との連携について(平成25年3月26日付け24林整計第293号・国土籍第705号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、大阪府、三原市、熊本市、宮崎県

—

各府省庁からの第1次回答

地籍調査は、登記所備付地図として活用されることを念頭に、確認した筆界をもとに正確な図面を整備するためのものである一方、森林境界の明確化は、森林整備を実施するための事業区域の確認を行うものである。森林境界の明確化における作業内容の水準は、コンパス測量やハンディーGPSによるものと、トータルステーション等による精度の高い測量やリモートセンシング技術を活用した航測法によるものとの大きく2つに分類され、前者が、あくまで森林整備の速やかな実施のための簡易なものであるのに対し、後者は、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第8条の規定に基づく承認申請を行うことで、森林境界の明確化作業の成果を地籍調査へ活用することが可能なものもあり、重複の解消が可能なものについては、既に実施している。いずれの水準で森林境界の明確化を実施するかについては、事業を実施する各自治体において、その後の事業展開を踏まえ選択いただくことが可能である。また、地籍調査においてもリモートセンシング技術を活用した航測法を推奨している。

なお、地籍調査の測量精度や所有者探索の水準を緩和する場合には、登記所備付地図としての信頼性を損なうおそれがあり、森林境界の明確化に地籍調査の測量精度や所有者探索の水準を求めた場合には、境界の確認まで時間を要し、森林整備が遅滞することが危惧されることから、両者の水準を統一することは困難である。他方、地籍調査と森林境界の明確化の間では、境界案の作成、所有者確認、図面作成といった類似した工程が行われ、結果として作業が重複することとなる場合には、効率的な事業推進の観点から課題があることから、これまでも地籍調査と森林境界の明確化の連携手法について、各種通知・手引きを通じて示してきたところである。

(例)

「森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について」(平成25年3月26日付け24林整計第293号、国土籍第705号農林水産省林野庁森林整備部計画課長、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長連名通知)

「森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル」(令和4年9月22日付け国不籍第315号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課)

「航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル」(令和8年4月林野庁森林整備部森林利用課)

国としては、引き続き、森林境界の明確化と地籍調査の連携促進に向けて、地籍部局と林務部局による一体的実施体制の構築に向けた促進方策などの検討に取り組んでまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	113	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修等

提案団体

香川県、高知県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、下記の事項のシステム改修を提案する。また、改修や改善が完了した際は、各地方整備局に加え、地方公共団体、市町村にも、周知を徹底すること。

- ①受付担当でしか入力できない欄について、「整備計画」のみ基幹事業担当者でも入力できるよう改善されたが、「実施に関する計画」「中間・事後評価」「要望」についても同様の改善を実施すること。
- ②「整備計画」において、基幹事業担当にて計画の新規登録・変更・廃止の処理を開始できるようにすること。
- ③「整備計画」において、添付資料がない場合、処理ボタン押下時にポップアップ等で注意喚起をすること。
- ④「要素事業管理」を廃止し、整備計画上で、要素事業を直接入力できるようにすること。
- ⑤「整備計画」において、要素事業を削除した際に、当該箇所が空白行になるバグを早急に改修すること。
- ⑥SCMS のポータルページにおける、新着案件一覧について、「申請者」ではなく、「案件名」を表示させること。
- ⑦SCMS からの通知メールにおいて、件名には案件番号ではなく、案件名を表示させること。

具体的な支障事例

- ①「実施に関する計画」「中間・事後評価」「要望」についても受付担当でしか入力できない欄があるが、入力内容は各課(各担当)に聞き取りして入力しており、修正があった場合に、各担当から受付担当に差戻しをして修正しており、手間がかかっている。
- ②「整備計画」において、補正予算や来年度予算に合わせて、複数の計画を一括で処理する際は、窓口担当にて件数を把握する必要がある。しかし、それ以外の時期においては、各基幹事業担当から時期を問わず申請の依頼が来ることになり、その都度窓口担当が進行中の業務を止めて、各案件の申請に係る入力作業を開始する作業が手間となっている。この場合、窓口担当による案件管理は不要であるため、これを各事業担当にて処理を開始できることで、窓口担当と基幹事業担当との不要なやり取りを削減できる。(実施に関する計画、中間・事後評価、要望についても同様。)
- ③整備計画における資料添付箇所について、資料添付時は添付用ページに切り替える必要があり、当該作業を失念しやすいページ構成となっている。前回要望の回答にて、暗号化により添付資料が引き継げないことは理解したので、失念しないような工夫が必要である。
- ④計画を策定するたびに、別処理として要素事業を登録し、整備計画に紐づけるという二重の手間が生じている。
- ⑤整備計画において、ある条件下で要素事業が未入力のまま空白行として保存されてしまい、窓口担当まで差戻しをしないと修正できない本事象については、問い合わせ一覧表での対応になっており、根本の解決には至っていないため、改修する必要がある。

- ⑥新着案件一覧にて、申請者の情報は不要であり、案件名が必要である。
⑦案件番号のみでは、メールを開かないと案件名や内容が把握できない。窓口担当には大量のメールが届くため、件名で把握したい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

二重の手間や差戻し処理が減ることで、修正作業手順が減り、各担当の作業効率化につながる。
無駄な手順が減ることで、入力内容の精度が向上し、手戻りが減る。
県の受付担当への問合せが減ることで、業務の停滞を減らすことができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富谷市、いわき市、白河市、川口市、川崎市、相模原市、新潟市、上越市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、小野市、岡山県、佐賀県、熊本市

○整備計画における資料添付箇所について、資料添付時に添付用ページに切り替える必要があり、当該作業を失念しやすいページ構成となっている。また、修正作業が発生し差戻しを行った際、添付した資料が前段のページにて、引き継げるようになると、修正作業がよりスムーズになる。
○SCMS はどの手続においても、多段階の承認プロセスであり、入力できる欄も限られ、煩雑で時間を要する。また、マニュアル通りにシステムを操作しても、記載されていない事項が多く、システム操作に不慣れであれば、多大な時間を要するため、システム操作に属人性が発生している。

各府省庁からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきている。今回のご提案も踏まえて、申請者の負担軽減を図れるよう機能の改修・拡充等の検討を進める。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	120	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

二級建築士及び木造建築士試験の実施について、国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせる場合は、都道府県知事が試験事務を行わないものとする旨の規定を設けるよう見直しを求める。
例として、宅地建物取引士の試験について、宅地建物取引業法第16条の2第3項において、「都道府県知事は、第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。」としている。

具体的な支障事例

建築士法第13条に基づき、二級建築士試験又は木造建築士試験は、都道府県知事が行うこととなっている。また、同法第15条の6により、都道府県指定試験機関に試験事務を行わせることができるとされている。実態としては、全国47都道府県が指定試験機関として、公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)を指定して試験を実施しており、センターは国土交通大臣が同法第15条の2により指定する一級建築士試験の試験機関である。
試験実施にあたっては、センターが試験問題の作成及び採点を行った後、合否判定基準案を作成する。各都道府県においては建築士審査会を開き、その合否判定基準案の審査を行っているが、合否判定は全国一律となっており、各都道府県での審査は形骸化している。
二級建築士及び木造建築士の資格は全国で有効であることから、合否基準も一律であることが望ましい。このことから、国土交通大臣が指定する試験機関を47都道府県が指定している実態を鑑み、二級建築士試験又は木造建築士試験においても、宅地建物取引士と同様、試験機関を国土交通大臣が指定し、その指定機関に試験事務を行わせる場合は、各都道府県が試験事務を行わないものとするよう制度改正を要望する。
なお、令和7年の地方分権改革に関する提案募集に「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し」の提案がなされたが、都道府県知事を資格付与者としたままで、「国の指定試験機関に外部委託を行い、都道府県による試験事務を不要とすること」については、関係府省から回答や方針が示されていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国 47 都道府県で実施している建築士審査会における形骸化した審査及びその事務並びに各審査員の労力の削減。
センターから受領した試験実施に係る各種資料の確認作業や、センターからの依頼に基づく試験委員の派遣を通じた採点事務などの削減。

根拠法令等

建築士法第 13 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、愛知県、鳥取県、徳島県

〇二級及び木造建築士試験に関する事務は建築士法第 28 条に定める各都道府県の建築士審査会の所掌ではあるが、結果的に全国一律の建築士試験の採点基準について、試験機関による採点結果が出た後で各都道府県において建築士審査会を開催することとなることや、一県だけ別の取り扱いにすることはできないという前提の上で採点基準等について審議しているため、各都道府県の建築士審査会が形骸化している。そのため、提案団体の案のように、宅建業法に準じた法改正が必要。

各府省庁からの第 1 次回答

地域で業務を担うことの多い二級建築士及び木造建築士は、通例その免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが多いことから、都道府県がその地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合格基準の決定等を行うことができるような制度となっている。これらの事務は地域の建築行政を支える担い手である二級建築士及び木造建築士の確保の観点から重要であり、国が画一的に行うべきではないという考え方は従前と変更ない。
また、二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもないと考える。
一方、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担については、今後提案団体からヒアリング等を実施し、負担軽減の方策について検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	146	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

緊急通行車両等の確認標章の廃止及びデジタル管理への移行等

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、警察庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

緊急通行車両等の確認標章を廃止し、登録した車両番号をデータベース化した上で、自動読み取り機等によりナンバープレートによる対象車両の確認を行うなど、デジタル技術を活用した確認手法の構築を求める。なお、その際には、災害によるネットワークの途絶を想定した運用についても併せて検討することを求める。また、地方自治体等で保有する車両について、リスト形式による一括での確認の申出や変更の届出を可能とし、車両ごとの個別申請を不要とするよう見直しを求める。さらに、自動車検査登録情報と連携させ、廃車情報や車両の登録状況等を把握できる仕組みを構築することにより、有効期限の更新手続を不要とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

災害時に交通規制が実施された道路を通行するためには、災害対策基本法施行規則に基づき、事前に警察署へ標章の交付を申請する必要があるが、標章の交付には、申請から発行まで一定の期間を要する。

【支障事例】

現状、申請から発行までには1か月弱程度を要しており、申請から発行前に災害が発生した場合や、発災後に急遽使用することとなった車両では、迅速な災害対応を行うことができない。そのために、他市町村への応援を含む、迅速な災害対応に支障が出る可能性がある。

また、車両ごとに警察窓口又はオンラインでの申請が必要であり、標章及び緊急通行車両確認証明書は警察窓口で受け取る必要があるため、新規申請に加え、標章の有効期限切れに伴う返却や再申請、平時における適切な管理など、地方自治体及び警察双方に事務負担が生じている。当市においては、約800台の申請済車両をリスト化して管理しているが、申請は車両ごとに個別に行う必要があるため、申請書類と車両リストを別々に作成するなど、非効率な事務が生じている。

さらに、標章は検問所での目視確認を行うため捏造や使い回しのリスクがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緊急通行車両等の確認標章を廃止することにより、緊急通行車両として使用可能となるまでの期間が短縮され、迅速な災害対応につながる。また、標章の交付というアナログ事務が見直されることにより、行政事務のデジタル化が推進され、標章の管理や申請時における地方自治体及び警察署の事務負担やコストの軽減につながる。さらに、検問所での確認時間の短縮や、標章の捏造、使い回しの防止にも寄与する。

根拠法令等

災害対策基本法第 76 条第 1 項、災害対策基本法施行令第 33 条、災害対策基本法施行規則第 6 条～第 6 条の 5 及び別記様式第 3～7、大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、岐阜市、豊橋市、高松市、今治市

○災害時における事務手続の簡素化（効率化）が図られる。
○緊急通行車両等の確認標章が廃止され、デジタル化された場合、当市でも同様なメリットが享受できるものと考えられる。その場合は、被災地等の現場における緊急通行車両の確認手法までを含めた検討も必要であると考える。

各府省庁からの第 1 次回答

大規模災害発生時においては、必要に応じて、災害対策基本法第 76 条第 1 項等の規定に基づき道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この措置の実効性を担保するため、各都道府県警察においては、その指定後直ちに、必要な場所に検問所を設け、緊急通行車両確認に係る標章等により車両の選別を行うこととしているほか、必要に応じて、各検問所等においても緊急通行車両であることの確認を直ちに行い、災害応急対策に従事している車両の必要かつ十分な通行を確保し、災害応急対策の万全を期すこととしている。なお、令和 5 年の災害対策基本法施行令等の改正により、緊急通行車両であることの確認は災害発生前においても行うことができることとされたところである。

御指摘の趣旨は、主として申請の利便性の向上にあると考えられるが、御指摘のような自治体等が保有している車両について、事前に一括して確認を受けようとする場合のように、同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応も可能）して申出書を 1 通とすることができることとしており、また、その際、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類及び災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類について、重複する内容のものは 1 通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとしていることから（「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の改正について（通達）」（令和 7 年 12 月 8 日付け警察庁丁規発第 208 号））、そうした制度も活用いただきたい。他方で、災害発生時においては、必要な通信環境が必ずしも確保できない中で、状況に応じて緊急通行車両の追加確認を行うなど、迅速かつ柔軟な対応が求められるところ、所要の資機材の整備を含め、現時点においては、デジタル技術の活用により直ちにそうした対応をより効率的かつ確実に実施可能な仕組みは承知しておらず、直ちにそうした仕組みを構築することは困難であるが、引き続き、技術的動向は注視していきたい。また、自動車登録ファイルの記載事項により車両の所有者等の情報が把握できたとしても、それが直ちに災害応急対策に従事することを担保するものではないため、そうした情報との連携をもって再度の確認を不要とすることは困難である。

なお、緊急通行車両であることの確認について、災害発生前に事前に申請する場合の標準処理期間は、30 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定めることとしているものの、災害発生後は 1 日としており（「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う緊急通行車両等の確認等のモデル審査基準の制定について（通達）」（令和 5 年 7 月 20 日付け警察庁丁規発第 109 号））、前述したとおり、各検問所等で確認することも含めて、災害発生後は、設定された標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速な対応を期すこととしている。また、緊急通行車両確認標章については、過去の災害時の経験を踏まえ、車両番号の記載やホログラム措置を講じており、偽造防止対策を実施しているところである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	149	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

指定都市にあっては水道及び下水道の国庫補助事業に関する各種照会及び回答に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

指定都市にあっては、水道及び下水道の国庫補助事業に関する各種照会及び回答について、特別な事情のある手続を除き、都道府県を経由せずに国土交通省と直接手続を行うことができるように見直し、水道及び下水道補助事業における手続先の統一を求める。
具体的には、水道の国庫補助事業における制度関連通知、申請手続の案内通知、要望額調べ、個別補助の内示額の通知、予算執行状況調査、財産処分申請、返還金に係る手続及び翌債承認手続並びに下水道の国庫補助事業における個別補助の内示額の通知、予算執行状況調査及び翌債承認手続に係る都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

【現行制度と支障事例】
水道及び下水道の国庫補助事業に係る各種照会及び回答(調査、照会、案内等)については、国土交通省に直接手続をするものと、都道府県が取りまとめを行っているものが混在しており、処理が複雑となっている。
また、都道府県が取りまとめを行うものの場合、都道府県を経由する分だけ締切期日が短く設定されるため、指定都市においては期限内での事務処理の負担が大きくなっている。
なお、同じ国土交通省所管の下水道事業及び道路事業では、従前より基本的には都道府県を介さずに、国土交通省と直接手続を行う形となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続先を国土交通省に統一することで、業務の効率化が図られるとともに、都道府県を経由することで要していた時間を指定都市が処理する日数に充てることができ、指定都市にあっては時間的な猶予をもった業務手続が可能となる。
また、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、さいたま市、横浜市

○国庫補助事業の交付申請等の手続きについて、経由事務を廃止することで事務日数の短縮を図ることができる。県独自の調査・照会等を介さず、国土交通省と直接手続きを行うことで、業務の効率化が図られ、県及び市の職員の事務負担軽減に繋がる。

各府省庁からの第1次回答

ご指摘の水道及び下水道の国庫補助事業に関する手続きについては、政令指定都市にあっては、翌債承認申請等の会計法第48条に定められた事務を除き、原則国土交通省と直接やり取りする方法としており、令和8年4月から水道事業の国庫補助の手続きも、このように見直しを実施したところである。
なお、個別補助の内示額の通知については、国土交通省と直接やり取りする方法へ見直しを前向きに検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	153	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

広域連合等に対しても一斉通知・調査システムを利用して国からの直接通知とすること

提案団体

北海道、福島県、神奈川県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和7年3月の一斉通知・調査システムの改修によりインターネット環境への対応が可能となり、広域連合や一部事務組合の利用が可能となったことを踏まえ、市区町村だけでなく、広域連合や一部事務組合、各都道府県市長会、各都道府県町村会等に対しても、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすること。

なお、当該措置にあたっては、今後も新たな通知等の事務が発生することを踏まえ、個別事務ごとの通知だけでなく、総務省においてシステム利用に関する国の統一的な方針・指針を策定し、周知すること。

具体的な支障事例

当県で、国からの通知等を受けた際、その内容を踏まえ、広域連合や一部事務組合等(以下、広域連合等)に対して、当県から通知を発出しているところであり、その都度事務が生じるため、一件毎の負担は軽微であっても、総量としては相当の負担となっている。また、日常業務で広域連合等と直接のやり取りがない部局においては、その都度、連絡先等の入手が必要となっている。

【事務の例】

- 地方分権改革に関する提案募集関係事務
- 地方公務員給与・制度等関係事務
- 地方行政関係事務
- 行政評価・行政手続き関係事務
- 行政改革関係事務(指定管理・PFI)
- 地域未来交付金関係事務(制度説明会、申請受付等)
- 地方公営企業関係事務(繰出金、経営マネジメント強化事業等)
- 公共工事関係事務(設計積算、入札、契約等)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村及び広域連合等について、都道府県を経由した通知事務が廃止されることで、都道府県の事務負担の軽減が期待される。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、宮崎県

○後期高齢者広域連合は全都道府県において設立されており、県を経由せずとも直接の連絡で完結することができる(県を経由することで無駄な事務が発生している)。

各府省庁からの第1次回答

【地方分権改革に関する提案募集関係事務】

提案募集を開始する際の通知等について、一斉通知・調査システムの活用等により広域連合等に対しても内閣府から直接通知等を発出できるよう、その具体的な進め方について検討中。

【地方公務員給与・制度等関係事務】

【総務省】

総務省の「一斉通知・調査システム」で通知の送付が可能となるよう、令和8年度に広域連合や一部事務組合に周知するための担当部署の宛先の登録を行い、令和9年度に送付が可能となるよう対応してまいりたい。

【地方行政関係事務】

今後行政課及び行政経営支援室から発出する通知については、広域の地方公共団体である都道府県において集約的に情報を把握いただくことが望ましいものか等、その内容や性質に鑑み、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

【行政評価・行政手続関係事務】

今後行政管理局(調査法制課)から発出する通知については、その内容や性質、市町村・広域連合等の担当者の登録状況等を踏まえ、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

【行政改革関係事務(指定管理・PFI)】

都道府県から広域連合等への通知の実情を確認しつつ、市区町村だけでなく、広域連合等に対しても、一斉通知・調査システムを利用した国からの直接通知を検討する。

【地域未来交付金関係事務(制度説明会、申請受付等)】

地域未来交付金(地域未来推進型)に係る制度説明会の開催案内など、システムがなじむと想定される場合については、令和9年度より一斉通知・調査システムを活用する方向で検討を進めることとする。

ただし、当該システムによる対応が困難な事務も一部存在することから、一斉通知・調査システムを用いる場合と電子メールにより送付する場合が併存することとなり、結果として自治体における事務が煩雑化するなど、自治体にとって不利益となる場合には、従来の連絡方法に統一する可能性もある。

地域未来交付金(デジタル実装型)に係る事務のうち、制度説明会や公募開始に関する連絡等の内閣府から発出する通知については、令和9年度より、一斉通知・調査システムを利用することを検討する。その際、本提案における総務省の検討結果を踏まえて対応する。

【地方公営企業関係事務(操出金、経営マネジメント強化事業等)】

ご提案の「地方公営企業関係事務(繰出金、経営マネジメント強化事業等)」に関する通知については、広域連合や一部事務組合等に対しても、通知の趣旨を踏まえつつ、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすることとする。

【公共工事関係事務(設計積算、入札、契約等)】

地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、入契法)に基づき、入札契約適正化に向けた要請や周知を行っているところ。

また、公共工物品確法に基づく基本方針においては、国だけでなく、都道府県においても市町村等に対して発注関係事務を適切に実施するための情報の提供を行うものとされている。

なお、広域連合や一部事務組合など、入契法の対象となり得る特別地方公共団体については、国において一元的に把握しておらず、各都道府県及び市町村において適切に把握されているものと承知している。

ご提案を踏まえ、これらの団体に対する通知の在り方について、今後検討を進めてまいります。

【システム利用に関する国の統一的な方針・指針】

一斉通知・調査システムは、全国の地方公共団体を対象とした通知・調査照会業務を円滑に進めるために運用

しているものである。令和6年度の改修により、令和7年3月から一部事務組合及び広域連合も本システムの利用が可能となっている。令和7年6月の「経路調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日決定）の決定を受け、令和7年7月に本システムの利用拡大について各府省庁へ依頼したところであり、この共通化推進方針を踏まえ、今後も、本システムの利用拡大に取り組んでいく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	158	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

上下水道 DX 推進事業の事前協議の見直し

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

上下水道 DX 推進事業事前協議要領に規定するモデル性審査結果及び事前協議完了の通知について、モデル性確認後、結果については、申請者に速やかに書面にて通知すること及び不採択の場合には書面にてその理由を明らかにすることを求める。また、事前協議前に事業者側で採択見込みの判断が可能となるよう、採択に値する事例及び不採択事例の提示を充実させることを求める。

具体的な支障事例

現行、上下水道 DX 推進事業については、上下水道 DX 推進事業事前協議要領に基づき、要望書提出前に事業のモデル性審査を含めた事前協議が必要であることから、要望する県内水道事業者が事前協議資料を国土交通省に提出したところ、国土交通省から事前協議資料を確認した結果、採択を見送る見込みとの連絡を受けた。そのため、事前協議資料に要望事業が当該要領で示されているモデル性等に合致していることを記載して再提出した。その後、国土交通省から再度協議等を行うことなく、不明確な理由で不採択の連絡がメールで接到了。不採択の場合には、事業者の事業実施計画や予算調整などに大きな影響を及ぼすことから、不採択の通知内容及び方法については、見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前協議に係る通知内容及び方法を見直すことで、モデル性の評価に合致する事前協議資料の作成を円滑に、円滑な事務執行につながる。また、採択の可否などの具体例を充実させることで、事業者側で申請の要否を一定程度判断することが可能となることから、予算調整、資料作成、施工業者との調整等の事務負担が軽減される。

根拠法令等

上下水道 DX 推進事業事前協議要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、名古屋市、大阪府

—

各府省庁からの第1次回答

上下水道 DX 推進事業事前協議要領に規定するモデル性審査結果及び事前協議完了の通知につき、モデル性確認後の結果については、申請者に対して速やかに電子メールにて通知を行い、また不採択の場合には、その理由を上記結果と共に電子メールにて明らかにすることで、事前協議を通じた丁寧な説明に努めてまいりたい。

また、事前協議前に事業者側で採択見込みの判断が可能となる等の観点については、同事業で採択した事例については、年度ごとに国交省 HP において公開しているところであり、現在、不採択事例については事業者への配慮から掲載していないものの、更に採択事例の充実に取り組んでまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	159	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

水道事業に係る補助金取扱要領等が集約された手引きの作成

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

下水道事業においては、国土交通省水管理・国土保全局監修の「下水道事業の手引き(日本水道新聞社)」が毎年度発行されており、過去の補助金要綱、通知等の詳細な解説がされていることから、広く活用されている。水道事業においても、下水道事業と同様に補助金要綱、通知等の解釈に偏向が生じない内容での手引き等の作成を求める。

具体的な支障事例

- ・現状、補助金及び交付金については、取扱要領、要綱等に基づき執行されるが、具体的な取扱いが過去の通知により運用されているもの、複数の解釈が可能な記載があるため、都度、国に対して個別協議を行い、解釈を確認している。
- ・人事異動があるため、新たな担当者が取扱要領、要綱等を即座に正しく解釈することは困難であり、不適切な事務を誘引する恐れがある。
- ・令和8年度の国庫補助金交付申請の際、交付要望の準備を進めていたが、本要望を提出する間に、補助要件に合致していないことが判明し、本要望の提出を断念した。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道事業と同様の手引き等のマニュアルを作成することで、補助金要綱、通知等の解釈に疑義が生じなくなり、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱
水道事業に係る予算制度の解説資料(令和8年度版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、横浜市、小牧市、大阪府、山口県、佐賀県、宮崎県

○補助金及び交付金制度については、要綱・要領等に基づき運用しているものの、複数の解釈が成り立つものや、解釈が明確に示されていない事項も見受けられるため、「下水道事業の手引き(日本水道新聞社)」や下水道事業担当局等へ確認を行い、それらを参考に判断している事例が多くある。一方で、水道事業独自の判断を求められる場面も少なくなく、その都度検討に時間を要しているのが実情である。このたび「水道事業に係る予算制度の解説資料」が配布されたことで、判断基準が一定程度整理・共有されつつあると実感していることから、今後、さらに実務に資する手引き等の策定を求める。

各府省庁からの第1次回答

水道の国庫補助事業の要綱については、提案団体ご指摘のように、地方公共団体から難解で分かりづらいといったご意見をいただいていたことから、要綱改正の際に補助要件をより明確化する等、分かりやすい要綱等の作成に努めて参りたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	175	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)におけるデータファイルによる一括アップロード方式の導入

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)において、データファイルによる一括アップロード方式の導入を求める。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)で出力される帳票は比較的簡素な内容であるにもかかわらず、申請・実績報告等の入力画面は多段階に分かれており、各段階ごとに入力可能な項目が異なっている。その上、どの段階においても同様の入力画面が表示され、各段階においての入力すべき項目が不明確であり、入力作業に時間を要している。また、限られた職員がシステムを扱うため、初めてシステムを扱う場合に、難易度が高く、柔軟な対応が困難となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

過年度において、他自治体からの要望を踏まえ一定の改善はなされてきているものの、依然として入力画面が多段階に分かれており、分かりづらい点が多い。このような状況を踏まえ、部分的な改修にとどまらず、入力作業そのものを簡素化する観点から、データファイルによる一括アップロード方式の導入を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

SCMSにおいてデータファイルによる一括アップロード方式を導入することで、交付金申請及び実績報告に係る入力事務の効率化が図られる。現行では、各段階ごとに個別入力を行う必要があり、多くの時間を要しているが、一括登録が可能となれば、使い慣れたデータファイル上で作成・編集ができ、誰でも容易に作業できるようになる。これにより、作業時間の短縮や人的ミスの抑制が図られ、事務負担の軽減につながるるとともに、確保された時間を他業務に充てることで、事業の円滑な執行及び住民サービスの向上に寄与するものである。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(SCMS)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、白河市、富岡市、川口市、川崎市、新潟市、稲沢市、寝屋川市、兵庫県、小野市、香川県、佐賀県、大村市

○現行のシステムでは、各段階ごとに個別入力を行う必要があり、多くの時間を要しているが、一括登録が可能となれば、使い慣れたデータファイル上で作成・編集ができ、誰でも容易に作業ができる。これにより、作業時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながる。

○SCMS で申請をする際、画面に表示される項目がどの段階でも全く同じでありながら、段階ごとに入力できる項目は分かれており、非常に分かりづらく、入力に毎回多くの時間がかかっている。

○SCMS はどの手続においても、多段階の承認プロセスであり、入力できる欄も限られ、煩雑で時間を要する。また、マニュアルどおりにシステムを操作しても、記載されていない事項が多く、システム操作に不慣れであれば、多大な時間を要するため、システム操作に属人性が発生している。

○各段階で個別入力を行う必要があることから、入力漏れが多々あり、差戻し等による手間の増加が実際にある。データファイルによる一括アップロード方式とすることで、入力事務の効率化が図られ、作業時間の短縮につながるものとする。

各府省庁からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきている。今回のご提案も踏まえて、申請者の負担軽減を図れるよう機能の改修・拡充等の検討を進める。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	188	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

水道地図作成方式に係る都道府県経由事務の見直し等

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

都道府県を経由する現行の水道地図作成方式について、実施主体及び実施方法の見直しを求める。具体的には、国が主体となって民間委託により実施する方式や、水道事業者と国との間で直接データを提出・集約する方式への転換など、より効率的かつ合理的な手法を検討いただきたい。

また、経由を廃止した際に作成・収集された情報については、資料として取り扱うのではなく、各都道府県が水道行政の推進や広域的調整等に活用しやすい形式(GIS データ等の二次利用可能なデータ形式)で提供していただくよう求める。

具体的な支障事例

国土交通省が5年に一度実施する水道地図の作成について、都道府県を経由する事務の見直しを求める。水道地図は、水道広域化の推進、未普及地域の解消及び水道用水の緊急応援体制の確保等に資することを目的として、水道施設の現状を把握するために作成されるものである。(参考:令和7年9月18日付国水水第189号)

水道地図の作成にあたっては、画一的な作成ルールが定められており、全国統一様式での作成が求められている。具体的には、国土地理院が発行する20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を基図とし、当該図面上に行政区域、給水区域、水源、導水管、浄水場、送水管、配水池等の情報を記載する必要がある。完成後は、国土交通省及び所管の地方整備局に対し、それぞれ枉判で製本した図面及び電子データを提出することとされている。

作業方法としては、GISソフトを用いた作成又は手書きによる作成が想定されるが、GISソフトを利用する場合、職員の技量に依存する側面が大きいことや、ハードウェアやソフトウェアの更新により、継続的な引継ぎや安定的な運用が課題となる。そのため、実務上は手書きによる作成が想定される。

しかしながら、基図が地勢図及び地形図であることから、都道府県が主体となって作成する場合には、まず都道府県から各水道事業者に対して紙媒体の地形図上での作成を依頼し、その内容を基に都道府県が地勢図へ手書きで転記する作業が必要となる。

水道事業を直接実施していない都道府県が、各事業者からの情報を集約して地図を作成する場合、転記の際に位置のずれ等の誤記が生じるおそれがあるほか、作業量も膨大であり、都道府県の事務負担は極めて大きい。

さらに、提出様式として枉判での製本が指定されているため、通常の庁内複合機では印刷及びスキャンができず、外部委託が必要となり、財政的負担が生じている。

以上のとおり、本事務は実務負担及び財政負担の両面において都道府県の負担が大きく、また、情報の正確性

確保の観点からも、事業主体である水道事業者等が直接国へ提出する仕組みとすることが合理的である。については、水道地図作成の実施方法の見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県を経由せずに当該事務が実施されることにより、都道府県職員の事務負担の軽減につながる。また、民間委託や事業主体である各水道事業者による直接作業により GIS ソフト等が活用でき、情報の正確性が確保される。

根拠法令等

「都道府県水道地図作成について(依頼)」(令和7年9月18日国水水第189号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、大阪府、和歌山県、山口県、高知県、佐賀県

○各水道事業体からの情報を国指定様式に合わせて取りまとめる作業や委託費に係る人的、財政的負担が非常に大きい。現状、過去に提出した GIS データの活用が普及しておらず、作成負担の大きさに対して効果が薄いことから、国が一括で作成することで、活用の幅が広がることが期待される。

○直営での作成は困難なことから、外部委託をしており、県単独費での支出を余儀なくされている。作成を外部委託しても、各水道事業者からのデータ収集等に多大な事務作業が必要となる。また、作成が5年に一度であることから、内部でノウハウが引き継がれず、作業の効率化も困難である。

各府省庁からの第1次回答

水道地図は、水道広域化の推進、未普及地域の解消及び水道用水の緊急応援等に資するため、水道施設の現状を把握することを目的とした地図であり、都道府県が水道法(昭和32年法律第177号)第5条の3に基づき行う水道基盤強化計画の策定や同法第40条に基づく水道用水の緊急応援等の事務に必要な不可欠なものであることから、都道府県において、管内の水道事業者等の水道施設を把握することができる水道地図を作成していただくことが適切と考えている。

また、広域的な緊急応援等の観点では都道府県を超えた水道施設を把握することが求められることから、全国的に統一的な様式とした水道地図とすることが重要である。

一方で、都道府県の事務負担も踏まえ、水道地図の水準を維持・向上しつつ、デジタル化等による水道地図作成の業務効率化について検討して参りたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	193	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	A 権限移譲		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

会計法第 48 条に基づく繰越事務の国から都道府県への権限委任

提案団体

鳥取県、三重県、滋賀県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

繰越事務処理の簡素化や迅速化の観点から会計法第 48 条による権限委任を適用していただきたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

繰越及び翌債の手續に関し、国土交通省道路局等では都道府県へ事務を権限委任しているが、国土交通省の中でも港湾・航空局等では権限を委任していない。

このため、港湾・空港関係予算においては下記のとおり支障事例が生じている。

【支障事例】

道路事業等においては直接都道府県が財務局と調整を行うため短期間に繰越承認が得られている。一方で、港湾・空港事業は都道府県と港湾・航空局の調整を経て、港湾・航空局が財務局と調整するため、承認を得るまでに期間を要している。

(道路事業等)

・申請 12/19→承認 12/25

(港湾事業)

・港湾局提出 12/25→承認2/3

(空港事業の例)

・航空局提出 12/12→承認 1/26

【制度改正の必要性】

特に国補正など早期の事業執行が求められる事業において、以下を回避するためにも必要である。

繰越承認後の入札事務となり早期執行ができない。

繰越承認を条件とする入札となり、開札までに承認が得られない場合は入札中止となる懸念がある。

【支障の解決策】

繰越事務処理の簡素化や迅速化を図るといふ委任制度の趣旨に鑑み、港湾・航空局においても権限委任を進めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

早期に繰越承認が得られることにより、速やかに発注事務に移行でき、早期事業効果発現が期待できる。

根拠法令等

繰越制度、財政法第 42 条、会計法第 48 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、鹿児島県

○（空港事業の例）

航空局提出2/13⇒承認3/6

（参考）航空局との事前確認

- ・1回目(提出: 1/23～指摘: 1/28)
- ・2回目(提出: 2/2～指摘: 2/2)
- ・3回目(提出: 2/10～指摘: 2/13)

各府省庁からの第1次回答

港湾関係事業及び空港整備事業については、補助金等の交付対象は港湾(海岸)管理者又は空港管理者等であり、港湾(海岸)管理者は都道府県、市町村、港務局又は一部事務組合、空港管理者等は都道府県、市町村となっていることから、繰越事務の都道府県への委任にあたっては、関係都道府県及び市町村等の意向を確認しつつ、必要な調整を進める必要がある。あわせて、国土交通省において補助金等の執行状況を適切に管理する観点から、繰越関係書類の共有等を含め、都道府県との間で綿密な情報共有体制の構築を検討する必要がある。このため、委任することについて上記団体の意向を踏まえたうえで進めていくこととしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	196	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

道路上のアーケード設置に係る手続の簡素化

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

駅前広場にアーケード等を設置する場合、道路内での建築行為は建築基準法第44条により制限されており、用途によって異なる手続が求められている。公共交通機関用の施設については県の建築審査会への付議が必要であり、一般車両の送迎用施設については県のアーケード等連絡会議への諮問が必要となるなど、同じ駅前広場内の整備であるにもかかわらず、用途の違いによって別個の複雑な手続を要している。このことが駅前整備の円滑な推進の支障となっているため、アーケードの構造、安全性、通行機能等について、既存の技術基準や審査により安全性が確認できることを前提とするもの。同様の構造・仕様であっても、公共交通用と一般送迎用という用途の違いのみで手続が大きく異なるため、【安全性が同等である場合は同一の手続とするなど、簡素化できる制度とするなど】用途の違いによる手続の差異を見直し、市町村の判断で一体的かつ簡素に処理できる制度への改正を求める。

具体的な支障事例

市内企業から、駅利用者の利便性向上を目的として、駅前広場への一般車両用アーケードの寄贈について相談があった。公共交通機関用施設であれば、建築基準法第44条第2項に基づき県の建築審査会への付議で足りる一方、一般車両用施設の場合は同条に基づき県のアーケード等連絡会議(年1~2回開催)への諮問が必要となる。このため、同一の駅前広場整備であるにもかかわらず、用途の違いによって手続が複雑化し、準備に長期間を要する見込みとなった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一般の人からみると、公共用か、一般用か等関係がないのに、なぜ手続が複雑になるのか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案が実現することにより、駅前広場におけるアーケード設置に関する手続が簡素化されることで、駅利用者の円滑な移動が可能となり、雨天時等における利便性が向上する。また、用途の違いによって生じている複数の協議・審査手続が整理されることで、地方公共団体の事務負担が軽減され、駅前整備をより迅速かつ効率的に進めることが可能となる。さらに、民間企業からの寄附や協力を活用した公共空間整備が進みやすくなり、駅周辺の利便性向上やにぎわい創出にも寄与することが期待される。

根拠法令等

建築基準法第 44 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

稲沢市

—

各府省庁からの第 1 次回答

求める措置の具体的内容のなかで「一般車両の送迎用施設については県のアーケード等連絡会議への諮問が必要となる」とあるが、建築基準法令において連絡会議を設置することおよび諮問をすることを求めている。昭和 30 年 2 月 1 日付「アーケードの取扱いについて」の通達の中で求められている「道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会」を指しているものと思料するが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、当該通達は、現在技術的助言として位置づけられている。

提案の「道路上のアーケード設置に係る手続の簡素化」に係るアーケード等連絡会議については、自治体の判断によって、設置および諮問しないことも可能である。

（参考）平成 13 年 2 月 19 日国住総第 15 号「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	208	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

設備整備計画に係る各個別法による同意手続の運用統一等

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

設備整備計画における許可等の手続については、各個別法の基準に照らして判断することとなっているが、農村漁村再生可能エネルギー法の趣旨である「各個別法のワンストップ化」による手続の迅速化を進めるため、同法に係る事業に際しては、各個別法に定める手続において、他の法令に係る許可等の手続が申請中であることをもって協議・審査を実施できるよう、関連する個別法の運用を統一化すること。
また、手続の迅速化の観点から、関連する他の法令の申請書類と重複する資料について、添付不要とし、併せて申請状況を添付書類として求めない運用とすること。

具体的な支障事例

設備整備計画においては、事務手続の短縮を目的として、農地転用等に係る手続をワンストップで市町村が受け付け、設備整備計画が基本計画に沿って作成されていることを確認した上で、市町村が各個別法に基づき同意を得る手続を行うこととなっている。
しかしながら、各個別法に基づき手続を実施するに当たり、他の個別法に係る協議について、申請時点で審査ができる法令と、同意を得てからでないと審査に着手できない法令があり、並行して審査を進めることが難しく、差戻し・審査停滞・事務負担の増大を招く状況が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定審査の停滞要因となっていた「最終許可が揃うまで保留する」運用を一律に解消でき、他法令の審査が並行して進むため申請者・自治体双方の事務負担が軽減され、行政コストの削減と審査の迅速化につながる。

根拠法令等

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、農地法、森林法、酪肉振興法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法、温泉法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省庁からの第1次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。
同意の内容は、各個別法により異なるため、同意事務の統一は困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	215	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

下水道法施行令第12条第3項に基づく水質検査を含む調査方法の見直し

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

【現行制度について】

下水道法施行令における「放流水の水質の技術上の基準」は、合流式下水道の雨天時における放流水の水質の技術上の基準である下水の水質の検定方法等に関する省令が適用され、「総降雨量が10mm以上30mm以下で、かつ前後4時間に降雨が観測されない独立降雨であること」が求められている。

【求める措置】

当市では、「合流式下水道緊急改善事業」の実施完了後、毎年下水道法施行令第12条第3項に基づく水質検査を実施しているが、降雨量により水質検査が不成立になる場合が多い等の課題があるため、水質検査に係る調査方法の効率化、効果的な手法等の検討を行い現行制度の見直しを求める。また、改善事業実施完了後、毎年の放流水の水質基準値を超えることがない市町村においては、水質検査業務の特例的な軽減措置の検討も求める。

具体的な支障事例

平成25年度の「合流式下水道緊急改善事業」の完了以降、毎年水質検査を実施しているが、放流水の水質基準値を超えることはない。また、近年の気候変動の状況から、対象降雨が調査期間内に必ず発生するとは限らず、降雨量により水質検査が不成立になる場合が多いため、人員及び調査費用の増加による負担が大きい。加えて、合流式下水道緊急改善事業に伴い、小降雨時に吐口からの放流量・回数が減少したことから、放流水をサンプリング可能な降雨も減少している。それに伴い、費用の増加を見込み調査期間を延期して実施を続けるか、限りある予算の範囲内で打ち切り、欠測にするかの対応に苦慮している。生産年齢人口の減少に伴い、汚水処理人口も減少するなか、合流式下水道施設における生活排水の環境負荷量も減少する傾向にある。汚水処理人口の減少に伴い、使用料収入も減少しており、下水の水質の検定方法等に関する省令第3条の3で示された対象降雨に則した水質検査を含む調査を続けることは、財政を圧迫している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

水質検査に係る調査方法の見直しにより、下水道使用料を原資とする水質検査を含む調査業務委託費の抑制を図り、減額分を他の施設維持管理費用に充てることで、下水道使用者に対するサービス向上に繋がる。

根拠法令等

下水道法施行令第6条第2項、第12条第3項及び第6項、下水の水質の検定方法等に関する省令第3条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山陽小野田市

○国土交通省の「合流式下水道緊急改善事業の総合的評価と今後のあり方検討委員会」において「放流水の水質検査（下水道法施行令第12条）の簡素化の検討」が提言されているため、検討会の動向を踏まえた対応が必要。

各府省庁からの第1次回答

「総降雨量が10mm以上30mm以下で、かつ前後4時間に降雨が観測されない独立降雨であること」については、「下水の水質の検定方法等に関する省令」ではなく、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（平成16年4月）」に記載されている事項である。
今回いただいたご提案と同様のご意見等を、複数の地方公共団体からいただいているところである。
このため、水質検査に係る調査方法の効率化、効果的な手法等について検討を進めており、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル（平成16年4月）」の改定を検討している。
なお、放流先における水質保全を担保する観点からは、水質基準を超えたことがない実績があっても、継続的かつ定期的に放流水の水質検査を行う必要がある。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	223	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

建築士試験の合格基準等の一体的な検討・決定

提案団体

兵庫県、芦屋市、香美町

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会が行っている二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準等の検討・決定について、中央建築士審査会において一級建築士試験と一体的に行うこととし、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること。

具体的な支障事例

【現状】

二級建築士試験及び木造建築士試験(以下「試験」という。)は都道府県知事が行うことと規定されているが、全都道府県が「公益財団法人建築技術教育普及センター」(以下「センター」という。)を都道府県指定試験機関に指定しており、全国共通の日程及び問題で試験を実施している。

合否判定基準について、センターから提案された合否判定基準案を当県の建築士審査会(以下「審査会」という。)に諮って決定しているが、建築士の質の確保の観点から、全国で共通の試験問題、採点基準、合否判定基準が望ましいため、審査会において異論が出たことはなく、当該基準案を追認するための形骸化した審査会となっている。

そのため、審査会の委員からは「試験の合否判定基準については、都道府県建築士審査会ではなく、中央建築士審査会で統一してつかさどるべき」との意見が出ている。

なお、平成29年の地方分権改革に関する提案募集に「合格基準案等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付け廃止」の提案がなされたが、関係府省からは「合否判定基準等の検討・決定などの事務は、都道府県建築士審査会が行うこととしており、合否判定の基準の決定を試験機関に委託すべきではない」との回答がなされ、見直しは行われていない。

【具体的な支障事例】

当県では、法令等違反に係る建築士及び建築士事務所に対する指導や処分、日々寄せられる苦情の対応とともに、審査会業務を行っている。また、審査会では、処分(業務停止及び免許取り消し)に関する審議を行うとともに、試験ごと(学科、設計製図)の合否判定基準等の決定を行っている。このような日々の大きな業務負担の中で、合否判定基準等の決定に関しては「形骸化」した審査会の開催のために、審査会構成委員の参集に係る負担と職員の試験に関する資料作成等の業務負担が続いており、このことは、全都道府県においても同様と史料される。

(なお、現状では、合否判定基準の決定のために開催する審査会の日程調整は、センターでの採点及び取りまとめと合格者発表の日程の都合上、大変タイトなスケジュールとならざるを得ないため、都道府県等の業務負担がより大きくなっているが、「合否判定基準の決定にかかる審査会の形骸化」が根本的な改善を要する項目であるため、参考に記すに留める。)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

建築士の確保・育成が喫緊の課題である中で、中央建築士審査会が①各区分（一級／二級／木造）の建築士に求める資質・水準、②担い手の安定的確保の両面から、一体的に試験の問題及び採点基準・合否判定基準を検討・決定することにより、①建築士の質の確保及び建築士制度の維持、②行政全体のトータルコスト・業務負担の大幅軽減が図られる。

また、都道府県建築士審査会の試験に係る業務の合理化が図られ、都道府県建築士審査会委員や職員への負担軽減につながることで、法令等違反に係る建築士及び建築士事務所に対する指導や処分の業務に注力することができる。

根拠法令等

建築士法第4条、第13条、第15条の6、第28条、第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、鳥取県、徳島県、沖縄県

○二級及び木造建築士試験に関する事務は建築士法第28条に定める各都道府県の建築士審査会の所掌ではあるが、結果的に全国一律の建築士試験の採点基準について、試験機関による採点結果が出た後で各都道府県において建築士審査会を開催することとなることや、一県だけ別の取り扱いにすることはできないという前提の上で採点基準等について審議しているため、各都道府県の建築士審査会が形骸化している。

○限られた人員により他業務との兼務で対応している中、追認する可能性が非常に高い（全国一律の基準を覆すほどの要因は少なく、限られた時間で根拠等を整理・積み上げることは難しい）審査会は、非合理的であり業務負担が大きいと考えられる。また、参考として審査会の日程調整に加え会場確保にも苦慮している。合否判定基準等を把握する絶対人数が少なくなることで、情報伝達の範囲や機会減少、判定基準等の情報漏洩リスク低下につながると考えられる。

各府省庁からの第1次回答

地域で業務を担うことの多い二級建築士及び木造建築士は、通例その免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが多いことから、都道府県がその地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合格基準の決定等を行うことができるような制度となっている。

これらの事務は地域の建築行政を支える担い手である二級建築士及び木造建築士の確保の観点から重要であり、国が画一的に行うべきではないという考え方は従前と変更ない。

また、二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもないとする。

一方、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担については、今後提案団体からヒアリング等を実施し、負担軽減の方策について検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	225	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

農地に設置する簡易なトイレに係る取扱いの明確化

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

農地に設置する常設の簡易なトイレについて、建築基準法上の建築物に該当しないものとして扱うことができるよう、対象施設を「農地に設置する常設の簡易なトイレ」とした通知等により取扱いを明示されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

農業者における農業の継続のほか、援農団体や体験農園、農福連携など多様な主体による農地活用に当たっては、農業者の従事環境整備のため、農地周辺におけるトイレ設置が必要不可欠である。

簡易なトイレを含むトイレであっても、建築基準法上の建築物に該当すると考えられることから、建築基準法の接道要件への適合、確認申請の要件への適合、市街化調整区域であれば都市計画法の許可への適合(許可不要と解される場合あり)が必要となるが、各法令の条件を満たすような堅固な施設についての要望があるわけではなく、また接道要件を満たす場所(または建築基準法 43 条2項の適用により例外として扱われる場所)の選定も困難な現場が多いことから、トイレ自体の設置を断念するケースが相次いでいる。このような背景により農地上にトイレを設置できないことで、農業者の農作業の効率を下げただけでなく、新規就農者の参入や新たな農の担い手探しの支障となっている。

加えて、行政窓口においてトイレ設置に係る相談対応事務が発生している。特に農地のトイレについては、関係所管が農政部局や都市計画部局、建築許認可部局と多岐にわたるため、相談対応についても内部調整が生じており、単独部署対応案件と比較すると事務負担が大きい状況である。

【現状の対応】

国土交通省においては、仮設トイレに関する取扱いについて、平成 16 年9月 13 日付国住指第 1551 号「仮設トイレの建築基準法上の取扱いについて」にて仮設トイレに関する建築基準法上の取扱方法を示しているものの、対象施設が「仮設トイレ」とされていることから、イベントなどを目的とした一時的な(設置期間が限定された)トイレを対象としたものとの解釈が妥当であり、撤去時期の定めがなく日常的に使用されている簡易なトイレについては、当該通知に示されている「随時かつ任意に移動できる」という要件への該当も含め、農地に設置する常設の簡易なトイレへの適用は難しいと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事例①

農業者からのトイレ設置に関する相談は多くあるが、その中に新規就農者(女性)からトイレに関する相談を受けた事例がある。当該事例では、農地近隣に居住していないためトイレがなく、市街地の店舗などを利用する必

要があったため、農作業に支障が生じているとのことであった。

事例②

市街化区域内農地(生産緑地地区の指定あり)において、農家開設型農園を開園した農家から、利用者の作業環境を整備(利用者からも要望あり)するため、水洗トイレを設置したいとの要望があったが、都市計画法上の用途地域の問題により、設置を断念することとなった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【農地維持への効果】

簡易トイレが建築物として取り扱われないことで、農業者等が農地にトイレが設置できるようになるため、農作業の効率化が期待されるほか、新規就農者や新たな担い手(援農、農福連携など)の参入のしやすさの向上、また観光農園や体験型による集客型での農地活用もしやすくなる。また、家族経営等により、農業従事している世帯等についても、トイレを設置することで、農地と自宅の往来をする必要がなくなるため、作業効率の向上だけでなく、盤石な環境整備が進めば、後継者の定着にもつながっていく。

上記効果によって農業経営の安定化が図られることにより、農地の維持や耕作放棄地の減少といった農地としての土地利用の安定化が図られ、ひいては食糧の安定供給や景観・環境の保全(水、土、生物多様性など)、防災性の向上(遊水地など)への寄与が期待される。

【行政の事務負担への効果】

通知等により法解釈について明確化が図られることで、相談案件についての検討や判断に要する時間が削減され、事務負担軽減の効果が期待される。

根拠法令等

都市計画法第34条、建築基準法第6条・第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、寝屋川市、三原市、熊本市

○農地に設置する常設の簡易なトイレは、建築物に該当すると考えることから、関係法令への適合が難しく対応に苦慮する事例があった。農業者の従事環境整備はもちろん、通知等により法解釈について明確化が図られることで、相談案件についての事務負担軽減の効果も期待される。

各府省庁からの第1次回答

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)とは、土地に定着する工作物であって屋根及び柱又は壁を有するもの等をいう。トイレが建築物に該当するか否かについては、「仮設トイレの建築基準法上の取扱いについて」(平成16年9月13日付国住指第1551号)において、仮設トイレのうち、施設の規模(床面積、高さ等)、形態、設置状況(給排水等の設置が固定された配管によるものかどうかなど)等から判断して、随時かつ任意に移動できるものであれば、建築物に該当しないものとして扱う旨を示したところであるが、農地に設置される撤去時期の定めのないトイレについても、同様に随時かつ任意に移動できるものであれば、建築物に該当しないものとして扱うことは可能と考える。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	226	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

都市公園法第16条(都市公園の保全)に規定の都市公園の廃止要件について

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

- ①「第2号 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」の要件の明確化を求める。
- ②人口減少や少子高齢化などの社会情勢や周辺住民のニーズの変化により利用者が減少し、利用実態が著しく低い場合、周辺の公園等の充足状況や機能集約によらない廃止の緩和を求める。

具体的な支障事例

当市では都市公園条例により住民一人当たりの都市公園面積の目標値を12.5㎡としており、令和8年度の大型公園の整備により、これを達成する見込みである。

- ①この大型公園の近隣には、開発行為に伴い整備された狭小公園が点在しており、現行法令に規定の第2号の適用により廃止が可能であると考えられるが、具体的に「代わるべき都市公園」の役割、機能、面積、誘致距離等の考え方に指針がなく、判断に躊躇される。
- ②また、開発行為に伴い整備された狭小公園の中には、居住者のライフスタイルの変化に伴い、利用されていない実態がみられる。このような公園においても、美観や治安上の不安から、樹木の剪定、草刈り、落ち葉清掃等、日常の管理は求められ、維持管理費の負担がある。都市計画法第33条第3項及び令第29条の2では、利活用しにくい小規模な公園等や適切な維持管理が困難な公園等の増加抑制を目的に、開発行為に伴い整備される公園等の「設置」について、地方公共団体が条例により、その基準を強化又は緩和することが可能となっているところ、「廃止」については、国の厳格規制のままで、制度整合性を欠く。

【説明】

- ・避難場所、子どもの遊び場、地域コミュニティ、景観、生態系など、都市公園が果たす機能は多岐にわたり、どの機能をどの程度代替すれば「代わるべき公園」と言えるのか、自治体ごとに判断するには専門性と公平性の限界がある。
- ・都市公園の廃止は、都市計画だけでなく、国の防災指針や補助制度とも関係し、自治体が独自に判断すると、国の政策体系との整合性が取れなくなるおそれがある。
- ・京都市、長野市、文京区など、代替公園の判断をめぐる紛争が全国で発生している。これは個別自治体だけの努力不足ではなく、制度設計上の空白によるものでもあると考える。
- ・都市公園の廃止は、地域の生活環境・防災・子育て環境に直結する重要な行政判断であり、全国的に紛争が増えている現状を踏まえれば、国として一定の考え方を整理されることは不可欠である。
- ・本提案は、国に個別事案の可否を判断してほしいという趣旨ではなく、求めているのは、次のような最低限の判断枠組みである。

→代替公園の距離・規模・機能の考え方

→防災機能の扱い

→公園利用実態の評価方法

→住民参加のプロセスの基本的な考え方

・これらは、自治体が住民に説明責任を果たすための「共通言語」であり、国が示すことで自治体の裁量はむしろ適切に補強されると考える。

・国が判断枠組みを示すことで、自治体は住民に対して透明性の高い説明が可能となり、結果として自治体の責任もより適切に果たせるものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

・令和7年3月19日国土交通省通知「開発行為に伴い設置する公園等について(技術的助言)」においても、「近年、人口減少や少子高齢化の進展により利用者が大きく減少している公園等や、地方公共団体における財政面の制約等により適切な維持管理が困難となっている公園等も見受けられる。公園等については、量的に充足していることも重要である一方で、地域の人口動態や公園等の設置状況等を踏まえた住民のニーズや、良好な環境の形成等の観点にも配慮し、多くの住民に利用されるような公園等の整備を推進することが望ましい。」とあり、小規模公園の抑制や維持管理負担の問題意識が示されたものである。

・当市には開園から30年以上を経過した都市公園が300か所以上あり、老朽化した施設や大径木への対応が強く求められており、維持管理の負担軽減の対策や、量の確保から質の向上への転換が急務となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・利用されていない公園への維持管理費の削減と財政負担の軽減

・公園配置の適正化と質の向上、満足度の向上

・遊休化した公園の土地を、地域のニーズに応じて有効活用が可能

根拠法令等

都市公園法第16条(都市公園の保存)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島市、日立市、ひたちなか市、川崎市、寝屋川市、高知市、大村市、熊本市

○開発行為時に整備され、利用頻度が低くなった狭小公園は増加傾向にある。維持管理費の負担増は顕著であり、当市においても都市公園の再編については、中長期的な課題となっている。

○当市においても狭小で利用率の低い公園があり、公園の再編について検討していく必要がある。

○当市が管理する都市公園は700箇所以上ののぼり、近年の人件費や資材価格の高騰により維持管理費は増加傾向にある。厳しい財政状況の下においても、安全で質の高い公園サービスを持続的に提供するためには、地域の実情を踏まえた再編や機能の見直しにより、限られた財源を効率的に活用していくことが不可欠である。このような中、都市公園の廃止は、都市公園法第16条により厳しく制限されている。近年の運用指針において、「公益上特別の必要がある場合」については、廃止も該当し得る旨が示されているものの、高度な客観性や計画との整合が求められ、実務上は判断のハードルが高い状況にある。

また、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、公園利用にも地域差が生じ、実際には利用実態がほとんど見られない都市公園も存在しており、地域住民との協議を通じて廃止について合意が得られる場合であっても、現行制度上は廃止が極めて困難であり、持続可能な都市公園行政を推進する上で大きな課題となっている。

○人口減少や少子高齢化の進行、さらには周辺住民のニーズの変化により、利用実態が低下している公園が増加している。一方で、公園里親制度や守る会など、公園管理を支えるボランティアの担い手についても減少傾向にある。また、遊具やトイレなどの施設の老朽化に加え、樹木の過成長といった維持管理上の課題も顕在化しており、利用実態の低い公園の廃止を含めた再整備を検討していく必要があると考える。

各府省庁からの第1次回答

開発行為に伴い整備される公園に関しては、「開発行為に伴い設置する公園等について(技術的助言)(令和7年3月19日付け国都計第192号、国都公景第259号)」において、『過去に開発行為に伴い設置した小規模な

公園等(以下「既存公園等」という。)については、人口減少や少子高齢化などの社会情勢や周辺住民のニーズの変化により利用者が減少し、設置目的を十分に果たしていないものも見受けられる。このような既存公園等については、周辺の公園等と機能を分担させることにより有効活用や魅力向上を図ることや、量的に地域のニーズを既に充足している場合には廃止することも考えられる。』との見解を示している。

都市計画法第 39 条により市町村が帰属を受けた後の開発提供公園の管理については、各公物管理法、地方自治法の公有財産に係る規定、各地方公共団体の公有財産管理規則等に委ねており、これら法令の規定上問題なければ、開発提供公園を廃止することも考えられる。

また、都市公園の廃止については、「都市公園法運用指針(令和6年 12 月国土交通省都市局)」の7「都市公園の保存規定について(法第 16 条関係)」において、『今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。』との見解を示し、地方自治の観点から、各地方公共団体の地域の実情に応じて判断いただくように周知しており、国として一律の枠組みを定めることは難しいと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	227	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

市街化調整区域における特別用途地区及び特定用途制限地域等に係る制度の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第8条に基づく地域地区制度について、校地跡地の土地利用の円滑な再編を図る観点から、市街化調整区域においても合理的な土地利用の規制・誘導が実現できるよう、特別用途地区及び特定用途制限地域等の制度について見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

都市計画法第8条に規定する地域地区のうち、特別用途地区については同法第9条第14項において用途地域内において指定するものとされ、また、特定用途制限地域について同法第9条第15項により、非線引き都市計画区域の用途地域未指定の区域又は準都市計画区域において指定することとされている。

【支障事例】

本市では、校地跡地の無秩序な開発を抑制するため、同法第34条第10号に基づく市街化調整区域の地区計画を活用し、適切な跡地利用の確保に努めてきた。地区計画の決定に当たっては、一般に、都市計画マスタープランへの位置付け、地域別方針の策定、公聴会の開催、原案の公告・縦覧、都市計画審議会への諮問、地区計画条例の改正を経て、決定・告示するという一連の手続が必要となる。このように、地区計画の決定には多くの手続が伴い、特に地域別方針の策定には、おおむね3年を要する。このため、学校法人との調整が長期化し、今後、望まない土地利用が進むことも想定されるなど、適切な土地利用調整を図る上での機会損失につながっている。

【制度改正の必要性】

工場等制限法(昭和34年制定、平成19年廃止)の制定を契機に、同法の指定区域内においては、大学等の全体規模や新規増設について抑制的に対応されてきた経緯がある。こうした背景を踏まえ、本市では、都心の衛星都市として、市街化調整区域内における学生の学びの場の確保や学校法人の安定的な経営基盤の形成を支援してきた。しかしながら、近年は、学生の学びと成長の機会の創出、国際競争力の低下による対応のため、多くの学校法人が都心回帰(校地の集約化)の検討を進めている。また、東京都において特別区内の大学の定員抑制の緩和に関する検討が進められていることから、学校法人からの都心回帰に関する相談が一部顕著となっている。

【支援の解決策】

特別用途地区及び特定用途制限地域等の制度を見直し、市街化調整区域においても合理的な土地利用の規制・誘導を可能とすることで、地方行政の事務負担軽減と併せて望ましくない土地利用が抑制され、本市の施策や地域特性に沿った土地利用誘導、大学校地の存続や地域活性化にも寄与するものと考えられる。その結果、地域と協働して取り組む意欲のある学校法人に対しては、共同研究等によるイノベーション創出を目的とした産

学官連携事業など、より効果的な支援も行えるようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

都市計画法第 34 条第 10 号(市街化調整区域地区計画)を活用した事例

・宮下町大学用地地区地区計画(平成 29 年 11 月 30 日決定、令和6年3月5日変更)

【経緯】

平成 28 年3月の大学移転に伴い、学生の急減等により地域活力が失われ、これに伴う路線バスの減便や周辺の民間賃貸集合住宅の契約者の減少等、周辺地域の生活環境に多大な影響が生じた。一方、当該用地の位置する当市の北部地域は、中央道八王子 IC と圏央道あきる野 IC の中間に位置する広域的な交通利便性の高い地域として、大手企業の研究拠点や製造拠点等の流通・研究業務施設等の立地が進められている状況にあった。このことから、産学連携による大学と民間企業の共同研究施設を含む、学習・研究業務に関連した施設の立地の誘導を図るため、市街化調整区域(無指定)において、宮下町大学用地地区地区計画を策定した。

(補足)

大学移転後、学校法人は今後の跡地利用について検討を継続して行った結果、令和4年4月より保健学部健康福祉学科を中心に学部を戻し、授業を再開している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・案件ごとの個別対応からの移行による事務負担の軽減
- ・事務手続の迅速化による適切な土地利用調整の実現
- ・無秩序な開発の抑制と地域活力の維持・向上
- ・産学連携による学校法人支援への対応

根拠法令等

都市計画法第8条、第9条第 14 項、第9条第 15 項、第 34 条 10 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省庁からの第 1 次回答

本提案の「支障事例」には、「地区計画の決定に当たっては、一般に、都市計画マスタープランへの位置付け、地域別方針の策定、公聴会の開催、原案の公告・縦覧、都市計画審議会への諮問、地区計画条例の改正を経て、決定・告示するという一連の手続が必要となる。このように、地区計画の決定には多くの手続が伴い、特に地域別方針の策定には、おおむね3年を要する。」とされている。

本来、区域区分制度における市街化調整区域とは、原則として市街化を抑制する区域として定めているところ、ご提案のように、特別用途地区や特定用途制限地域を重ねて設定することで、当該区域において開発を促進させていこうというご意向は、基本となる区域区分制度の趣旨になじむものではないところ。

また、本提案の「求める措置の具体的内容」において挙げられている特別用途地区及び特定用途制限地域については、地区計画と同様に都市計画であるため、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランに即していることが前提で、公聴会の開催、原案の公告・縦覧、都市計画審議会への諮問、条例の改正を経て、決定・告示されることについては、地区計画と同様の手続が求められる。3年の時間を要するとされている「地域別方針の策定」が市町村マスタープランを意味するものであれば、市町村が定める都市計画である地区計画と特別用途地区、特定用途制限地域については、いずれも市町村マスタープランに即したものであることが求められるため、地区計画と、特別用途地区及び特定用途制限地域との手続上の相違点はなく、制度改正をしたとしても期間短縮が見込まれるものではない。

なお、市町村マスタープランは地域別の整備課題に応じた整備方針を明記するものであり、地区計画の対象地区を全て記載させるものではない。したがって、地区計画の都市計画決定に際して、常に市町村マスタープランの変更を行う必要もないところ。対象となる地区計画が、市町村マスタープランに即したものであるという判断に

ついて、地区の状況に応じて助言することは可能であるため、適宜ご相談をいただきたい。

ただし、市街化調整区域においてやむを得ず一定の開発行為を行う際には、市街化区域に隣接すること等により、市街化区域への編入要件を満たす場合は市街化区域への編入を検討し、そうでない場合は無秩序な市街化を抑制して、秩序ある土地利用の形成を図る観点から地区計画の策定によって、街区単位できめ細かな市街地を形成していくことが適当だと考える。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	234	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国土形成計画法第 11 条に基づく計画提案について都府県の経由事務を廃止すること

提案団体

島根県、福島県、広島県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土形成計画法第 11 条に基づく広域地方計画区域内の市町村からの計画提案に関して、都府県の経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

国土形成計画法第 11 条の規定では、市町村が広域地方計画に係る提案を国土交通大臣に行う場合、都府県を経由して行うこととされている。

提案を行う市町村は、①都府県知事あて鑑文(市町村長名)、②国土交通大臣あて鑑分(市町村長名)、③提案書を作成し、当該市町村を管轄する都府県知事へ前述の①、②、③を提出するとともに、所管する広域地方計画推進室へ前述の③を提出することとなっている。

都府県知事は、管内の市町村の提案を取りまとめ、④国土交通大臣あて鑑文(知事名)を作成し、前述の②とともに広域地方計画推進室へ提出することとなっている。

法律の規定においては、都府県には市町村が行った提案に対する意見や調整を行う権限がなく、本件事務については単なる経由を行うだけであり、都府県が市町村の提出に関与する合理性がない。

【支障の解決策】

市町村から広域地方計画推進室へ直接提案できるようにしていただきたい。

また、総務省が提供する一斉通知・調査システムの活用などにより、依頼から提出までの簡略化も行っていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村の都府県知事あて鑑文の作成、都府県の市町村提案のとりまとめ、都府県の国土交通大臣あて鑑文の作成作業が不要となることから、市町村及び都府県担当者の作業負担が軽減される。

一斉通知・調査システムを活用すれば、国から各市町村に対して直接周知が行えるため、都府県担当者が市町村への周知を行う必要がなくなり、作業負担が軽減される。

また、一斉通知・調査システムには、都道府県を経由せず国から直接市町村へ照会を行う場合であっても、都

道府県に対して管轄市町村の回答を確認する権限を付与できる機能があることから、都道府県に提案内容が共有されることも担保できる。

根拠法令等

国土形成計画法第 11 条、国土形成計画法施行規則第5条、市町村計画提案における文書フロー

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、石川県

—

各府省庁からの第 1 次回答

広域地方計画は、国土形成計画法(昭和 25 年法律第 205 号)第9条に基づき、全国8つの広域ブロックにおいて、国土の形成に関する方針や目標等を定めるもの。国の出先機関、地方公共団体(都府県・政令市)、経済団体等で構成される広域地方計画協議会が計画原案を作成し、国土交通大臣が決定する。

同法第 11 条第1項において、広域地方計画区域内の市町村(広域地方計画協議会の構成員である市町村を除く。以下同じ。)は、国土交通大臣に対し、都府県を經由し、施策の効果を一層高めるために必要な広域地方計画の策定又は変更をすることを提案することができる旨、規定されている。

市町村による国土交通大臣への提案を「都府県の經由」としているのは、都府県が計画原案を作成する広域地方計画協議会の構成員であり、市町村の計画提案の内容を事前に確認することで、広域地方計画への記載事項の調整など、事務の円滑な手続きを可能にする等のためであり、經由規定の廃止については慎重な検討が必要と考えている。

一方で、都府県の事務手続きの負担軽減に向け、提案いただいた一斉通知・調査システムの活用を検討してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	275	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

住宅用家屋証明交付事務に関する運用の見直し

提案団体

中核市市長会、茨木市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

住宅用家屋証明の発行に際して生じる疑義について、国に一本化した窓口を設け、市区町村からの問合せに対応いただきたい。

具体的な支障事例

住宅用家屋証明は、登録免許税の軽減のため、市区町村が住宅用家屋かどうかを審査し発行する書類とされているが、登記手続等に関与していない市区町村では、軽減対象となるか判断できない事例も多々発生しているが、法務局や国土交通省に問い合わせても、家屋証明を発行するかどうかは自治体の判断とされ、自治体ごとに判断が異なり苦情になるなど対応に苦慮している。全国的な制度である以上、自治体によって対応が異なることは望ましい状況とは言えない。国に質問対応の窓口を設け、市区町村からの問合せ回答を一本化し、データベース上で公開するなど全国統一判断が得られるようにしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体によって必要とする添付書類や判断基準が異なり、申請者側から「他市では認められた」等の苦情が寄せられることがある。また、判断に困る事例が発生した場合、自治体側に他市事例や類似事例の情報が無いため調べるのに時間がかかる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国で統一された判断基準のもとでの運用が行われるようになり、申請者及び自治体側の負担軽減が図られる。

根拠法令等

租税特別措置法施行令第41条、第42条、第55条、租税特別措置法施行規則第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第26条の3、第27条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市区町村長の証明事務の実施について(昭和59年5月22日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発32号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、豊橋市、小牧市、城陽市、豊中市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市

○申請者側から「他市では認められた」等の苦情が寄せられることがある。また、判断に困る事例が発生した場合、自治体側に他市事例や類似事例の情報がないため調べるのに時間がかかる。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。また、自治体ごとに判断が異なり、申請者とトラブルになる事案も発生するなど対応に苦慮している。

○当市においても家屋証明の発行可否について判断に迷うことがあり、発行不可の旨を伝えたところ「他自治体では発行を認められた」と言われ対応に苦慮した事例がある。

○他自治体では発行してもらえたのという主旨の苦情を受けることは日常的にある。各自治体で発行業務を行うことに異論はないが、証明書の用途の多くが国税の軽減や控除であることから、国に制度面における調整や舵取りをしてもらいたい思いが強い。よって、提案市が求める内容について賛同する。

○審査事務については全て市区町村で行うこととされているため、判断に迷う事案が生じるたびに取扱いの検討や変更に関し時間と労力を費やしている。

また、市区町村ごとに運用や添付書類が異なるため、苦情が寄せられることもあり、対応に苦慮している。

各府省庁からの第1次回答

市町村長による証明の方法については、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(昭和59年建設省住民発32号)等においてお示ししているところであるが、各自治体の判断に資するよう、これまでに寄せられた照会内容を踏まえつつ、Q&Aをホームページに公開するなど、負担軽減の方策を今後検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	276	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止

提案団体

中核市市長会、茨木市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止

- ①住宅用家屋証明書
- ②住宅耐震改修証明書

具体的な支障事例

①認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」(当該認定住宅のもの)等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。また、中古の長期優良住宅を購入した場合、中古物件の取扱いにしかならず、長期優良住宅での家屋証明は発行できないにも関わらず、税務署から市役所で長期の家屋証明を取得するようにと案内されたと相談される事例もある。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

②まず前提として、市区町村は住宅耐震改修の設計、監理、確認を行う機関ではない。住民が住宅の耐震改修を行ったとしても、市区町村に対して報告義務はなく、自治体側でどこの家屋が耐震改修工事を行ったかまでは把握していない。証明を受けるためには申請者が工事費内訳や工事内容等がわかる書類を市区町村に提出する必要があるが、市区町村が工事や現場監理をしている工事でないものを事後書類のみで耐震工事だと確認するのは難しい。工事を設計した建築士等以上に工事内容を証明ができる機関はなく、建築士が証明できる取扱いになっているのに、わざわざ市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

市区町村から耐震改修補助金を受けている場合など、市区町村が工事費等を把握しているものもあるが、耐震改修と同時に耐震とは関係ないリフォーム工事を行っていることがある。その場合の一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。また、全国的に同様の按分計算をしているかも自治体では把握していない。国税という全国统一基準で公平な負担が求められるものに対し、自治体によって証明する内容が異なるかもしれないものを提出させるのは甚だ疑問である。

国税の軽減措置のために市区町村の証明を添付させる必要があるなら、市区町村で証明可能なものなのか実際の実務を担う市区町村に確認の上で制度設計していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村及び申請者の負担が軽減される。

根拠法令等

租税特別措置法 第 41 条 19 の 2、第 41 条 19 の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市

○認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」（当該認定住宅のもの）等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生するなど対応に苦慮している。当市においては当該交付事務を税務部門で実施しているが、交付件数も多く大きな負担となっている。

○特に①に関して、当市においても、家屋を建築（購入）時に業者を通じて既に住宅用家屋証明書を取得しているが、本人がそのことを把握しておらず再発行を行うこととなり事務の負担となっている。

○②について、『一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。』という指摘に類似しているが、とにかく判断基準の提示が不足しており判断に迷いが生じる。

（例）

・要件として「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること」とあるが、既増築部分がある場合の考え方が示されていないため、対象外なのか、按分するのか、按分の方法は、といった疑問がある。

・税額控除対象額について、「木造住宅の基礎に係る耐震改修」は「当該家屋の建築面積」を乗じるとなっているが、ほんの 1m の基礎を作っただけでも対象としてよいのか、判断に迷う。

・税額控除対象額について、「木造住宅の屋根に係る耐震改修」は、屋根のこういった工事が耐震改修とみなされるのか判断に迷う。

○①住宅用家屋証明書について、税額控除を申請する際に本証明書の提出を求めている明確な理由が分からないため、国から理由が示されない状況であれば賛同する。

○本市による住宅耐震改修証明書の交付は、本市から耐震改修補助金を受けている場合のみに限られ、また、工事を設計した建築士が証明できる取扱いになっているため、市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

○税務署から市役所を案内されたということで窓口に来られる方が多く、添付書類が足りずに交付できないケースや、要件を満たしていないケースが多く見受けられる。

また、税務署から案内される方の中には既に証明書を取得している方も多く、そのことに気づかず再度申請する場合があるため、市民に過度な負担を強いることになっている。

各府省庁からの第 1 次回答

①長期優良住宅や低炭素住宅の認定申請は着工前に行う必要があり、認定通知書は、認定された計画通りに住宅が建てられたかどうかを証明するものではない。

このため、認定住宅等新築等特別税額控除においては、控除を受けようとする住宅が、認定された計画に沿って建てられたことを住宅用家屋証明書で確認する必要がある。

その上で、住宅用家屋証明書は、認定住宅の登録免許税の軽減措置を受けようとする際にも提出する書類であることから、新築等特別税額控除を受けようとする場合には、登録免許税の軽減措置のために取得したものを活用することを見込んでおり、原本の再発行を避けるために写しの提出も認めている。適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。

②住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。耐震改修の補助を行った住宅に対してのみ住宅耐震改修証明書を発行している自治体もあるほか、増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではないと考える。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	278	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の場合に申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省庁

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

実印の押印及び印鑑証明書の添付を義務付けている不動産登記令及び自動車登録令を改正し、申請書への押印及び印鑑に関する証明書の添付を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

不動産登記、自動車の登録などの重要な法的な手続において、各個別法令に基づき、本人の意思確認手段として、「実印の押印」及び市区町村長が発行する「印鑑登録証明書」の添付が必要とされている。これを受け、各自治体は地方自治法上の自治事務として、条例に基づき印鑑登録制度を運用し、証明書発行事務を行わざるを得ない状況となっている。

【支障事例】

(市民)市民は紙の印鑑登録証明書を取得するために、自治体窓口やコンビニへ足を運ぶ時間と発行手数料が必要になる。

(自治体)印鑑登録証明書の添付が必要な手続のために、市民から印鑑登録証明書の交付を求められ、これに応じなければならないという事務負担が生じている。また、印鑑登録のための専用システム、印鑑登録証の発行、専用紙の管理、職印の管理などを継続して、人的・財政的に大きな負担が生じている。

【制度改正の必要性】

「印鑑登録証明書」は、「その印影が自治体に届け出たものであること」を証明するに過ぎず、目視による照合を前提としたアナログな仕組みである。対して、マイナンバーカードの「署名用電子証明書」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づき、本人の同一性とデータの非改ざん性を保証するものであり、技術的・法的な信頼性は印鑑証明を大きく上回る。

マイナンバーカードと署名用電子証明書の国民の所持数に対して、印鑑証明書の交付が多い。当市では85%近いマイナンバーカード所持率であるが、4人に1人が印鑑証明書を1年に1通取っている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 市民(利用者)の利便性の劇的な向上

紙申請時の押印が不要になることで、平日に市区町村窓口へ来庁したり、コンビニ交付を利用したりして紙の証明書を取得する手間が完全に解消される。

印鑑登録証明書発行手数料(数百円)や、役所への移動時間・待ち時間がゼロになり、住民の経済的・心理的負担が大幅に軽減される。

2. 行政の事務負担の削減

申請時の押印が不要になることで、市区町村における印鑑登録証明書の交付事務負担を削減できる。

(参考)印鑑登録件数 11,315 件、印鑑登録証明書の交付 104,935 件。(令和6年度)

根拠法令等

不動産登記令第 16 条第 1 項及び第 2 項、自動車登録令第 15 条及び第 16 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、郡山市、富岡市、柏市、川崎市、名古屋市、安来市、熊本市、都城市

○不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の際、申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすることで証明書を申請発行する職員と申請者の負担が軽減すると考える。

○道路用地の登記手続きの際、地権者に印鑑登録証明書を取ってもらい、それを申請書類に添付しているが、地権者の中には家計が厳しく証明書代を出せないため土地の収用に応じられないという方もいる。印鑑登録をしていない又は印鑑登録が廃止になっている場合は更に登録料も必要となる。高齢で身体が不自由な方も多く、自治体窓口やコンビニ等(高齢者はマイナンバーカードを作っていないことも多くその場合は窓口でしか取ることができない)に足を運ぶことが難しい場合は大きな負担をかけることになる。

○印鑑証明書の不要化は、市民が市役所やコンビニへ足を運ぶ必要や手数料を払う必要がなくなり、市民の利便性向上と自治体の業務効率化の両面で極めて有効である。

各府省庁からの第 1 次回答

【法務省】

不動産登記の申請においては、不動産の権利の得喪等に係る重要な手続について、書面申請がされた場合には、実印の押印と印鑑証明書の提出を求めている。

他方、オンライン申請の場合は、実印の押印及び印鑑証明書の提出に代わって、電子署名及び電子証明書の添付を求めることとしており、既に提案事項による対応を実現している。

この点、書面申請の場合であっても、実印の押印及び印鑑証明書の提出に代わる方法として、例えばマイナンバーカードの写しの提出を求めることとした場合、本人が文書の記載内容を認めたとは言えず、なりすましや不実の登記が発生し、国民が甚大な不利益を受けるおそれがあることから、書面が文書名義人本人により作成され、かつ、その意思に基づき作成されたことを確実に迅速に確認する方法として、書面申請の場合にまで、実印の押印及び印鑑証明書の添付を廃止することは困難である。

加えて、全ての申請をオンラインとし、書面申請を認めない取扱いとすることは、支障事例として提案団体が記載されているように、マイナンバーカードを保有していない高齢者などもおられる現状においては困難である。

【国土交通省】

自動車の登録は、所有権を公証する目的(第三者対抗要件としての担保)で行っていることから、所有権の得喪に関わる登録手続きに際しては、所有者本人の真正な意思に基づくものであることを確認するため、印鑑登録証明書の提出及び申請書に押印した実印の確認により厳格な意思確認を行っているところである。

他方、オンライン申請の場合は、マイナンバーカードの電子署名機能により実印の押印及び印鑑証明書の提出を不要としており、既に提案事項による対応を実現している。

この点、窓口申請(本人申請)においても、令和 10 年 1 月より、受付機へのマイナンバーカードの提示により、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とするよう検討を進めているところである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	282	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

自治体間での連携体制の構築による空き家対策業務の効率化

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空き家の所有者が県外在住の場合の対応として、所有者が居住する自治体の職員と連携し、居住状況を確認できる仕組みを構築することで、所在確認や連絡調整を円滑に行えるようにし、調査の効率を向上させること。自治体間で最低限の情報提供が可能となれば(空き家所有者の氏名・住所など)、所有者が住んでいる自治体の職員が代理で所有者宅を訪問し、「〇〇市から重要な文書が届いていると思われるので、確認しご対応いただけますでしょうか」と伝える仕組みができ、業務の効率化につながる。また、不在の場合は、電気メーターやガスメーター、郵便ポストの状況などから居住の確認をしてもらえれば、今後、出張訪問すべきか否かの判断の有益な情報が得られる。

こうした対応について、個人情報保護の観点から躊躇する自治体もあると思われるため、国土交通省から通知を発出することで、自治体の職員が円滑に連携し、空き家所有者と連絡がとれる仕組みの構築を求める。

具体的な支障事例

①空き家所有者との連絡に関する課題

空き家の所有者が県外在住の場合、自治体から文書を送付しても連絡が取れないケースが頻繁に発生している。このような場合、何度も文書を送付し、返信を待つ対応を繰り返すが、返答がないことが多く、結果的に対応が滞ることがある。

さらに、空き家の危険性が高い場合には、行政代執行による解体を検討せざるを得ない状況となり、行政代執行となった際には多大な費用と時間を要する。しかし、こうした危険な空き家であっても、所有者と直接連絡が取れるだけで迅速に解決した事例も少なくない。そのため、所有者への連絡手段の確保は、空き家対策を進める上で非常に重要である。

②訪問調査における課題と改善の可能性

空き家の危険性が特に高い場合、所有者の所在確認や迅速な対応を目的として、県外の所有者宅を直接訪問することもある。しかし、実際に訪問してみると、別の人物が住んでいたり、誰も住んでいない状態であることもあり、無駄な訪問となるケースが見受けられる。

このような不要な出張訪問を減らすため、所有者宅の居住状況について事前調査が可能であることが望ましい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者と接触を図れることは最低限必要なことであり、接触が図れないまま空き家問題が解決することは、基本的にあり得ないため、あらゆる方法を使って接触を図るべきである。

その方法の一つとして、県外在住の所有者への対応強化に向けて、自治体間での連携体制を構築することは、所有者の所在確認が円滑に行え、調査の効率を向上させることができる。また、行政代執行になる可能性がある事案の解決にもつながるため、費用や時間だけでなく、自治体職員の負担面でも大きな効果が期待される。

根拠法令等

個人情報保護法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、いわき市、川崎市、相模原市、横須賀市、島田市、豊橋市、高松市、熊本市

○本市においても、管理不全空家等の所有者が市外に居住しており、指導や勧告の文書を送付しても反応がなく、遠方であるため、職員による直接訪問も難しい事案があることから、自治体間で連携した仕組みの導入は有効と考える。

○所有者の在宅の時間帯だけでも把握することができれば、県外であっても訪問する時間帯を限定することができ、効率化が期待できる。

○市外や県外に居住している所有者で、普通郵便は返送されないが、配達証明郵便等は保管期限切れで返送されてくるケースがある。

直接訪問するには遠方であるため現地の自治体職員に状況を確認してもらうことができれば解決につながる可能性が期待できる。

○特定空家等に認定した空家等において、訪問や書面を送付するも全く反応がない状況が現在まで続いているものがある。

各府省庁からの第1次回答

空家等の所有者等が他の市区町村又は都道府県に居住している場合に、居住の実態確認や所有者等への働きかけ等、当該居住地の空家対策関係部局の職員との広域的な連携が可能となるよう、必要な検討を行ってまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	283	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

空家法に基づく通知内容の明確化と情報活用範囲の拡大

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省庁

総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき発出される各通知については、通知に記載された情報項目を限定的に解釈するのではなく、あくまで例示列举であることを明確に示していただきたい。併せて、法の目的を達成するために必要とされる情報として、以下のような情報項目を提供可能な範囲に含む旨を明示し、自治体の実効性ある空家対策を講じられるよう配慮いただきたい。

- ①国民健康保険情報(例:レセプト情報等)、障がい福祉に関する情報(例:住所や居所、電話番号等)、市民税情報(例:就労先情報等)
- ②固定資産税情報(例:評価額、名寄せ台帳、滞納情報等)

具体的な支障事例

①国民健康保険、障害福祉および市民税情報について

危険な空き家の所有者と接触を図るうえでの課題として、住民票が空き家の所在地に残ったまま、所有者が実際には転居しているケースが頻繁に見受けられる。特に高齢者の場合、施設に入所していることが多く、介護サービスの利用情報が、所有者の現在の居所を特定するための有効な手段となる。障害サービスの利用情報も、同様であるため提供を認めていただきたい。

また、所有者が現役世代である場合、国民健康保険のレセプト情報を活用して通院先を把握することで、医療機関を介した調査が可能になることや、市民税情報を基に就労先を確認して調査を行うことが効果的である。これらの情報提供が可能となれば、空家対策における意義ある進展につながると考える。

②固定資産税の評価額、名寄せ台帳および滞納情報について

近年の空き家対策では、除却だけでなく利活用の促進が重要視されている。その実務において、固定資産税評価額を基に売買価格や税額を推定し、所有者との交渉を円滑に行うために該当情報を活用する必要性が高まっている。しかしながら、固定資産税評価額に関する情報は、自治体の税部局に照会しても「個人情報保護」を理由に提供が困難なケースが多く、実務上の障害となっている。これにより、空き家対策を進める上での支障が生じている。

また、民法上の「相続財産清算人制度」や「不在者財産管理人制度」などを適切に活用するためには、所有者や被相続人の財産状況の把握が不可欠である。不動産の売却見込みを確認し、売却資金を解体費用に充てることができれば、実効的な対策の実現に大きく寄与する。仮に財産活用の見込みがない場合には、「所有者不明土地建物管理制度」の活用が時間や費用面でより有効となる場合もある。

これらの観点からも、自治体が空家対策を円滑かつ効果的に進めるためには、固定資産税の名寄せ台帳情報の提供が必須であると考えられる。

さらに、管理不全空家や特定空家に対しては、空家法に基づく勧告が行われる事例があり、これによって固定資産税の「住宅用地特例」が適用除外となる。この措置は、空き家の適切な管理を促すための一定の抑止効果を期待できるものである。しかしながら、そもそも固定資産税を滞納しているケースや、免税点以下の課税対象であるため税金を負担していない場合には、こうした勧告が十分な効果を発揮しない場合がある。このような事情を踏まえると、事前に滞納情報を把握することで、適切な指導方法を検討し対策を講じることが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これらの情報を基に空き家所有者の所在を早期に確定することで、迅速な連絡調整や利活用についての具体的な提案が可能となる。その結果、対応の遅れを防ぎ、空き家に係る措置を速やかに講じることができる。また、早期の解決により、行政代執行が必要となる事案を未然に防ぐことにもつながる。行政代執行を回避することで、自治体が負担する費用や時間の削減が図れるだけでなく、職員への負担軽減効果も期待される。さらに、情報を統合的に活用することで、所有者とのコミュニケーションを効率化し、利活用や解体などの具体的な選択肢について迅速かつ確に提案できるようになり、地域の安全や景観を守りつつ、空き家問題の解決を加速することが可能となる。

よって、情報共有を進める際には、個人情報保護に十分配慮しながら、各部署間での連携体制を構築し、空き家対策の効率化と効果的な推進を実現することが重要と考える。

根拠法令等

空家法第 10 条第 1 項

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項の適用範囲について（令和 7 年 3 月 31 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ地域振興室）

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について（平成 27 年 2 月 26 日付国住備第 943 号・総行地第 25 号）

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づく福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報の内部利用について（情報提供）（令和 5 年 3 月 30 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省自治行政局公務員部公務員課・厚生労働省社会・援護局保護課・老健局介護保険計画課・保険局国民健康保険課・保険局高齢者医療課）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、いわき市、川崎市、相模原市、横須賀市、上越市、島田市、名古屋市、豊橋市、小牧市、寝屋川市、尼崎市、田原本町、和歌山市、熊本市

○空き家所有者の固定資産税の名寄せ台帳や固定資産税の滞納について、税部門から空き家対策部門へ情報提供を可能とすることで、更なる空き家対策の推進につながることから、制度改正の必要性があると考えます。

○併せて、代表相続人やその他相続人情報も情報提供の範囲内としていただきたい。

○空き家の所有者と接触を図る際、住民票が空き家の所在地に残ったままで、所有者が実際には転居しているケースが頻繁に見受けられる。特に高齢者の場合、施設に入所していることが多い。

○町内の危険な空き家の所有者の住民票上の住所（県外）を現地訪問したものの空家となっており、何か連絡をとるためのヒントになるものがないかと、居住先の国民健康保険部局等にも情報提供を依頼したケースがある。最終的には担当部局から提供いただいた情報では特定できず、他の形で所有者と連絡をとることができ、空家への対応をいただけたが、幅広く居所や勤務先等連絡をとるための情報を取得することができれば、対応できる可能性が高まる。また、危険な空家等の住民票上の住所に不在で、他部局への照会でも連絡先等が不明で所有者に連絡をとることができなくなっている事例が現在進行形で 1 件あり、継続的にそのような物件は発生している。

○財産管理制度を利用する際に、裁判所より物件の評価額等を参考資料として求められることがあり、評価額が高い場合には申立ての際の予納金が比較的安く設定される場合があり支出額を抑えることが出来るため固定資産税情報の評価額については情報の提供が必要と思われる。

各府省庁からの第 1 次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づく情報の内部利用に係る通知において内部利用が可能である旨を示している情報は例示であり、例えば、令和 5 年 3 月 30 日付事務連絡のとおり、例示列挙であることを明確にしている。

なお、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報に係る通知においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき守秘義務が課されていることから、空家法の施行に必要な限度と認められる情報を限定列挙しているところ。

また、提案における「求める措置の具体的内容」の①②において例示されている情報については、これらの情報が空家法の施行のために必要であるかなどを踏まえたうえで、関係省庁とともに検討を行うこととする。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	299	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

建設リサイクル法における解体工事業者の登録申請の審査に係る実務経験証明書の真偽確認方法の明確化

提案団体

千葉県、埼玉県、三重県

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

建設リサイクル法における解体工事業者の登録申請の審査について、技術管理者の実務経験証明書の真偽確認方法の例を明確化すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

建設リサイクル法第22条による登録申請者は、解体工事登録等省令7条の基準に適合する技術管理者を選任する必要がある。解体工事に関する実務経験の年数で技術管理者が当該基準に適合することを示す場合は、「実務経験証明書」により技術管理者の使用者(雇用者)が証明する必要があるが、令和3年から証明書への押印が不要となっている。

【制度改正の必要性】

仮に、申請者や代理人がインターネット上等に公表されている事業者の情報を元に虚偽の実務経験証明書を作成した場合であっても、証明書の真偽を確認する方法が不明であることから、審査の正確性に疑義がある。

【支障事例等】

技術管理者の氏名、生年月日、実務経験年数の部分が空欄になっている実務経験証明書のコピーに、手書きで技術管理者の氏名と生年月日、実務経験の年月を追記したものが提出された事例がある。同じ使用者が他の申請で実務経験を証明している書面と体裁が異なっていたため、申請者(技術管理者)に確認すると、使用者が作成したものだと主張され、使用者に事実確認しようとするが電話に出ない状態。

証明者が作成した「実務経験証明書」であるか、技術管理者の自作であるか、「実務経験証明書」の真偽を判断するために、使用者の押印以外の方法で、申請者以外の解体工事業者が証明する実務経験の真偽確認が可能ならば、「虚偽」の実務経験証明書の問題は解決すると思われる。

なお、解体工事業を含む建設業許可申請では、他社での経験を証明する場合に、実務経験証明書(押印無し)のほか、年金加入記録等、実務経験期間中の常勤を確認できる資料などの提出が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

技術管理者に関する虚偽の実務経験で解体工事業の登録をうけた業者は、解体工事現場を適正に管理しないため、近隣住民が粉じんなどの被害を受けているとの苦情がある。また、不適正な解体作業をすることで建物等の倒壊や石綿など有害物飛散の危険があるとの指摘がある。令和7年10月に更新の登録申請をした解体工事業者に対して、現在、実務経験の真偽を確認中である。トルコ国籍の技術管理者が過去8年以上の実務経験期間において在留資格・就労資格を有していたことを確認できる書面の提出を求めているが、現在も提出はな

く、審査保留の状態である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

虚偽の証明書類の作成を防止し、解体工事業者の不適正な登録申請を抑制する。

根拠法令等

建設リサイクル法第 22 条第 2 項、解体工事業者登録等省令第 4 条第 1 項第 2 号、第 4 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、徳島県

○実務経験証明書への押印が不要となったことから、証明者本人が作成したものであるかを客観的に確認することが困難となっている。証明書の記載内容に疑義が生じるケースや、真偽の判断に時間を要する状況があり、登録事務の迅速な処理に支障が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

解体工事業者の登録申請において、技術管理者が建設リサイクル法第 31 条の基準に適合する者であることを証する書面については、解体工事業に係る登録等に関する省令第 4 条第 4 項において、「実務の経験を証する別記様式第 3 号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面」とされており、解体工事業を含む建設業許可申請における取扱い等を参考に、都道府県の判断により、実務経験の確認に必要な書類の提出を求めることは可能であると考えている。また、ご提案内容については制度運用の実務上の課題として、都道府県との会議等において問題意識や対応事例の把握・共有に努めてまいる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	300	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

建設リサイクル法の解体工事業者登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備

提案団体

千葉県、埼玉県、三重県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建設リサイクル法の解体工事業者登録の審査において、技術管理者の過去8年以上の実務経験が適法であることを自治体が確認できるシステムを求める。

- ①技術管理者の実務経験の期間に、使用者(雇用主)が必要な建設業許可を有していたこと。(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム改修等)
- ②外国人の場合は、当該期間に在留資格・就労資格を有していたこと。(現在デジタル庁が整備している行政機関間連携基盤「公共サービスメッシュ」において、出入国在留管理分野での情報連携強化に合わせて、円滑に処理できる環境整備)

具体的な支障事例

【現行制度について】

建設リサイクル法における解体工事業者の登録にかかる審査に必要な情報の取得について、

- ①建設業許可に関しては、最新の許可情報を一元的に管理するシステム(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム)が存在し、誰でも閲覧可能だが、当該システム上では過去の許可情報までは確認することができない。過去の情報が必要な場合は、許可都道府県に個別に確認する必要がある。
- ②在留資格・就労資格に関しては、都道府県が出入国在留管理庁から特定の個人の資格情報を取得することは認められていない。外国人が実務経験の証明により技術管理者となる場合、本人が出入国在留管理庁へ開示請求を行い、証明する期間(8年間)の資格証明書類を取得する必要がある。

【支障事例・制度改正の必要性】

- ①建設業許可に関する過去の情報については、個別に許可都道府県に確認する手間と、1件につき1日程度の時間がかかる。
- ②在留資格・就労資格に関する情報については、本人に開示請求を行う負担がかかり、手続きに日数を要する。その負担から、本人が開示請求の求めに応じないことも多く、一時預かりした申請書類が長期間保留状態となっていることが常態化している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

解体工事業者の登録にかかる審査の効率化、時間短縮及び申請者の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

建設リサイクル法第 22 条第 2 項
解体工事業登録等省令第 4 条第 1 項第 2 号、同第 4 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、徳島県

○過去の許可情報がシステムで確認できないため、当県においても、他都道府県への照会及び他都道府県からの照会への対応の双方に手間と時間を要しており、申請内容の確認に時間を要するケースがあるなど、登録事務の迅速な処理に支障が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

【国土交通省】

解体工事業者の登録申請において、技術管理者が建設リサイクル法第 31 条の基準に適合する者であることを証する書面については、解体工事業に係る登録等に関する省令第 4 条第 4 項において、「実務の経験を証する別記様式第 3 号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面」とされており、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を利用した確認に加え、解体工事業を含む建設業許可申請における取扱い等を参考に、都道府県の判断により、実務経験の確認に必要な書類の提出を求めることは可能であると考えている。また、ご提案内容については、制度運用の実務上の課題として、都道府県との会議等において問題意識や対応事例の把握・共有に努めてまいり。

なお、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」は、発注者の保護を目的として、発注者が、建設業者との取引に際し、相手方が必要な許可を有している事業者であるか否か等を事前に確認することができるよう構築したものであり、現時点において有効な建設業許可を有している建設業者の情報を公開しているものであり、このような利用目的をふまえると、当該システムについて、過去の許可情報を一元的に管理することは実務上困難であると考えている。

外国人の在留カードの交付に関する情報等は、令和 9 年 3 月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みである。建設リサイクル法に関する事務に関し、出入国在留管理庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得するためには、番号利用法令の改正により当該事務を個人番号利用事務とすること等及び関係システムの整備等を完了させることが必要となる。

・各都道府県事務における建設リサイクル法関連の個別システムの整備状況

・個人番号による情報管理を導入することによるシステム改修の費用対効果

等を勘案した上で、

・個人番号を利用することによって現行の運用よりも当該事務の処理を合理化することが可能であるかどうか

・個人情報保護の観点から各事務を行う者、及び当該事務の内容が個人番号を利用するものとして適切かどうか

について番号利用法令を所管するデジタル庁と協議する必要がある。そのためまずは、こうした観点から具体的な状況について、都道府県の状況を確認してまいり。

【出入国在留管理庁】

当庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得したい場合は、番号利用法令上、特定個人番号利用事務となる法令（建設リサイクル法）を所掌する省庁と調整いただく必要があるため、本件については国土交通省との調整をいただく必要がある。

なお、本人から保有個人情報の開示請求が行われた場合、法令に基づき適切に対処することとなる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	311	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	10_運輸・交通		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金における補助対象事業の実施期間の見直し

提案団体

指定都市市長会、宮城県、白石市、富谷市、蔵王町、涌谷町

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)」における補助対象事業について、同事業及び今後同様の補助事業を実施する際は、通年での事業実施及び補助金を最大限活用できる制度設計を求める。

具体的な支障事例

本補助事業は、国土交通省が市区町村を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査(「地域の足」)、または観光庁が観光DMO等を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査(「観光の足」)の結果、「交通空白」があると自治体等が判断した地域において、その解消を目的とした新たな交通サービスの導入やその実施計画策定等を行う事業を支援することで、全国の「交通空白」解消の推進を目的としている。
本補助の対象となる事業期間は、事業完了報告を含め、交付決定日(当該年度4月以降)から当該年度2月末日とされ、補助対象経費は「この間に発生し支払まで完了した経費」とされていることから、実際の補助対象事業の実施期間は、最長でも年度初め及び年度終わりのそれぞれ2か月を除いた8か月程度となっている。持続可能な「地域の足」「観光の足」の確保に向けては、実証事業の通年実施による効果検証・分析が必要不可欠であることから、補助対象の実施期間の通年化が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本補助の対象となる実施期間の始期を4月1日とし、終期を年度末とするとともに、支払については出納閉鎖期間を考慮し、次年度始めまで期間を延ばすことにより、通年での事業が可能となり、本補助事業を最大限に活用することが可能となる。

根拠法令等

令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト))交付規程
令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(「交通空白」解消緊急対策事業)公募要領

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(「交通空白」解消タイプ)公募要領
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、奥州市、多賀城市、佐野市、石川県、小牧市、東海市、三重県、綾部市、東大阪市、宍粟市、福岡県

○交通空白地の解消に向けた対策を図る中で、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの「交通空白」解消緊急対策事業の支援メニューを活用する場合、実証実験を実施するにあたって実証運行までの準備期間に時間を要するため、実際の実証運行期間が長くても3か月程度と短い期間しか実施することができず、十分な調査結果が得られることができないと考え、実証実験期間を長くするためには、単独費で実施せざるを得ない。

○本市においても「交通空白」は存在しており、通年で本補助事業を活用することにより、持続可能な移動手段の確保に向け十分な効果検証及び分析が可能となる。

○本補助事業の実施には民間交通事業者の協力が不可欠である一方、関係者間で十分な調整・協議を行うには実施期間が短く、補助事業に取り組みにくい要因となっている。

○本補助の対象となる事業期間は、事業完了報告を含め、交付決定日から当該年度2月末とされており、本年度の事例では、採択決定が4月にされ、交付決定が5月以降となっているため実際の補助対象事業の実施期間は、半年程度となっている。持続可能な「地域の足」「観光の足」の確保に向けては、実証事業の通年実施による効果検証・分析が必要不可欠である。

○令和7年度事業に関わらず、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)」は、事業の実施に加え、課題の解決や、次年度に向けた発展的な事業変更の必要性の効果検証・分析が必要となるが、関係者の調整など事業実施の準備期間に時間を要することから、効果検証や分析に十分な期間が確保できない。通年で事業実施や補助金の支払いを出納閉鎖期間までとすることでより精度の高い効果検証等が可能となると考えることから、制度改正が必要である。

○民間タクシーの夜間撤退に伴い、市民ドライバーによる「空白地有償運送」の導入を検討しているが、移動ニーズは季節や時間帯で大きく変動するため、補助期間外の2～5月(冬季・新学期・観光期)を含む通年データが不可欠。

また、安全な運用体制と地域からの信頼を得るには、十分な試行と実績の積み重ねが欠かせない。持続可能な夜間の移動手段として定着させるためにも、長期的な視野で事業を継続できる実施期間の確保が必要。

各府省庁からの第1次回答

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)」(以下、「本補助金」とする。)は、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、デジタル技術を活用した高度サービスの実装(地域交通DX)、地方公共団体の体制整備等の取組を行う者に対し、補助金を交付するものである。

本補助金は、例えば新たな交通モードの運行に係る車両・システムの取得費用や、それに付随する実証運行の費用など、事業の立上げに係る経費を主に支援するものであり、単年度内での措置を想定しているため、事業期間は、事業完了報告を含め、交付決定日から当該年度2月末日としている。

一方で、補助事業者における事業内容の検討期間及び事業実施期間をできるだけ長く確保できるよう、補正予算の成立時から実施事業の概要等について前広に情報提供を行うとともに、事業公募・採択についても出来る限り早期に実施している。

なお、事業への応募申請にあたっては、地域公共交通への有効性の観点から、実施する事業が「地域公共交通計画に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること」や「既存の交通サービスが提供されている場合、実施地域において協議が整っていること」等を要件としており、関係者間で十分な調整・協議を行っていることが前提となっているため、申請前の段階での関係者との調整・協議状況によっては、採択後から事業着手までの期間を短縮させることで事業期間を十分に確保することも可能であると思料する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	314	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁

求める措置の具体的内容

都市再開発法第28条第1項において、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。

しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。

また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

土地区画整理法における土地区画整理組合においては、理事の住所の告示を行っていたことにより、商業事業者が土地区画整理組合の理事の自宅へ訪問するという事案が発生した。

都市再開発法における市街地再開発組合についても、理事長の住所を公告することにより、同様の事案が発生するおそれがある。

【対応の方向性】

土地区画整理組合の理事の住所の告示については、上記の点を踏まえ、プライバシー保護の観点から、令和7年地方分権改革に関する提案募集において見直しの検討が進められていると認識している。

同様の観点から、法人登記についても、「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にて、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないことを希望することができるようになっている。

以上を踏まえ、市街地再開発組合の理事長の住所についても、行政区画以外を公開する必要はなく、また、権利者が市街地再開発組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

昨今の情勢を踏まえ、詳細な公告を控え組合事務所の所在地を明確にすることにより、防犯上の観点から、自宅への直接の訪問を軽減することができる。

根拠法令等

都市再開発法第 28 条第 1 項及び第 2 項、その他住所の告示等が規定されている法令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、豊橋市、大阪府、特別区長会

○当市においては、これまで同様の事例によるトラブルは確認されていないが、昨今の情勢をふまえると、個人が特定される自宅住所を公告することは、防犯上及びプライバシー上の懸念がある。
組合運営の窓口として、組合事務所の所在地が明確であれば、対外的な機能は十分果たせるものとする。
○当区では、現在、2地区で再開発事業を行っており、理事長の氏名及び住所を公告している。個人情報保護の観点から、制度改正の必要性がある。

各府省庁からの第 1 次回答

【内閣府】

横断的見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。

【国土交通省】

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 28 条第 1 項及び第 2 項の制度趣旨を考慮した上で、都市再開発法に係る提案の内容については、その実現可否について検討することとした。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	321	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直し

提案団体

指定都市市長会、江戸川区

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧について、個人情報保護の観点から、対象を限定する見直しを行うこと。あわせて、選挙後は完全不開示又は住民基本台帳法第11条の2に該当する場合に限り閲覧可とする制限を加えるよう見直しを行うこと。

具体的な支障事例

土地区画整理法施行令第21条では、選挙人名簿の公衆への縦覧を規定している。公衆とは、権利者のみを指さず、広く社会一般の方を指すと解されており、権利者に限定せず縦覧を行わなければならない運用となっている。また、地区内の住民(借家人)が閲覧と複写を情報開示請求を提出するという事例も発生しており、名簿には氏名、住所、性別及び生年月日の記載があり、誰もが地区内権利者の個人情報が入手可能な状態で、縦覧後も利害関係者から求めがあれば開示する必要がある。

一方、他の法令では個人情報保護の観点から、対象を限定しない縦覧について、所要の改正等が行われている。例えば、公職選挙法では、縦覧を廃し、特定の条件下での閲覧を認めることとなっている。また、不動産(土地・建物)の所有者情報は、法務局の登記簿(登記事項証明書)に氏名・住所が記載されており、原則として誰でも閲覧・取得が可能であるが、それは、不動産取引市場の流動化が目的にあると解し、本件の制度目的とは異なるものとする。

選挙人名簿の縦覧については、その件数が極めて少ないことや、閲覧制度によっても選挙人名簿の内容の確認が可能であること、国民からの個人情報保護の要請が高まっていることなどを踏まえ、縦覧制度を廃止し、選挙人名簿の内容を確認する手段を、例えば、閲覧に一本化した上で閲覧の要件を定めるといった、所要の見直しの必要性があると考えます。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)に基づき、土地区画整理組合の理事の氏名・住所の届出があったときに都道府県知事が行う公告について、一定の場合には、理事の住所公告を行政区画(市区町村)までとする法改正を予定しているものと承知しているが、本件についても、併せて個人情報保護の観点から見直しを行っていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

第三者に個人情報が取得される不安や、審議委員に立候補していただいた方より、せっかく事業に協力しようとしているのにわざわざ個人情報を公に晒さないといけないのかという意見を頂戴している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

関係者の個人情報保護されること。あわせて、縦覧や開示請求に係る事務の負担軽減、事業への反対者からの陳情(個人情報漏洩を指摘する等)を未然に防ぐことが挙げられる。

根拠法令等

土地区画整理法、土地区画整理法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、大阪府

—

各府省庁からの第1次回答

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	331	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

水道事業の変更認可に係る添付書類の見直し

提案団体

指定都市市長会、広島県、広島市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

水道事業の変更認可に係る添付書類について、詳細設計業務の成果物である「主要な水道施設の構造を明らかにする図面」、「導水管きょ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」及び「主要な構造計算」(以下「図面等」という。)に替えて、基本設計業務の段階で決定する「設計諸元」を添付書類とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

水道事業者は給水区域を拡張するなど事業内容を変更する際、事前に国土交通大臣の認可を受ける必要があり、変更認可申請時の添付書類として、水道法により図面等を提出することが義務付けられている。水道事業者は変更認可に係る施設の整備を行うに当たり、事前に変更認可を受け施設整備を行うのが基本となっているが、施設整備の発注に当たり、従来どおりの「設計施工分離発注方式」と、国の推進している「設計施工一括発注方式」などの官民連携手法とで変更認可と施設整備発注の手順に違いが生じる。設計施工分離発注方式の場合、基本設計業務で構造形式などの設計諸元を決定したのち、詳細設計業務により図面等を作成する。そして、詳細設計業務の成果物である図面等を添付して変更認可の申請及び協議を行い、認可を受けた後に施設整備を行う。一方、設計施工一括発注方式の場合、認可申請時の添付書類となる図面等を作成する詳細設計と施設整備が一体の業務となっていることから、業務の発注前に変更認可を受けることができない。その結果、施設整備と並行して変更認可の申請及び協議を行わなければならない、協議期間中に国からの意見で設計変更が必要となった場合、施工手戻りが生じ、追加の費用負担や施設の完成が遅れる可能性があるほか、施設の完成までに変更認可に係る協議が完了しなければ、給水を開始することができず待機時間が生じるリスクもある。現在、当市では、設計施工一括発注方式の導入に向けて検討を行っているところであるが、上記のような支障が導入の障壁となっている。現在、変更認可に当たり図面等の提出が義務付けられている趣旨は、施設の構造形式と耐震性能を確認するためであると推察するが、これらの情報については、図面等の提出を義務付けなくとも、基本設計業務の段階で決定する設計諸元の提出により確認することが可能であると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

施工手戻りによる施設整備の遅延や変更認可協議の長期化による待機時間が発生した場合、給水開始予定が遅延し、地域住民に影響を及ぼす。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更認可に係る添付書類のうち図面等を設計諸元に見直すことにより、変更認可を受けた後に設計施工一括発注方式による業務発注が可能となり、施工手戻りによる追加の費用負担の発生や施設整備の遅延を防ぐことができる。また、図面等を設計諸元に見直すことは、添付書類の簡略化の側面もあるため、変更認可申請の負担軽減が期待される。

根拠法令等

水道法施行規則第一条の三第九号及び第十号、第四条第二号、水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、長崎市

○当市・新浄水場共同整備事業は、設計施工一括発注方式による契約を行っている。今後、基本設計・詳細設計を行い、工事に着手していく予定であるが、並行して浄水方法の変更に伴う変更認可申請が必要となるため、本市においても同様に支障となる恐れがある。

各府省庁からの第1次回答

水道事業の変更認可に当たっては、認可権者である国土交通大臣又は都道府県知事において、水道法(昭和32年法律第177号)第8条に規定する認可基準に基づき、審査を行っているところである。

同法第8条第1項第3号においては、「水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合する」と認められる場合でなければ認可してはならない旨が規定されており、認可申請時の書類のうち、「主要な水道施設の構造を明らかにする図面」、「導水管渠、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」及び「主要な構造計算」(以下「図面等」という。)については、認可変更に伴い新たに施工等を行う施設が当該施設基準に適合しているか否かを確認する上で必要な書類として提出を求めている。

したがって、これら図面等を省略した場合には、認可基準への適合性を適切に判断することができないことから、適正な水道事業の実施を担保するためにも、その提出を省略することは困難である。

なお、これら図面等については、必ずしも詳細設計の成果物であることを要するものではなく、主要な水道施設の構造及び構造計算の内容が明らかとなるものであれば、基本設計の成果物であっても差し支えない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	348	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

河川区域内の土地を占有する場合の申請における事務手続の簡素化等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

河川区域内の土地を占有する場合の申請手続において、占有の実態に変更が無い単純な期間更新については、一定の要件(占有目的・形態・面積等に変更が無いこと等)を満たす場合に限り、図面等の各種資料の提出を不要にできるよう、事務手続の簡素化・合理化を求める。

具体的な支障事例

河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川法第24条の規定に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。また、許可期間満了後も引き続き占有を継続しようとする場合は、許可期間満了の6か月前から1か月前までの間に、期間更新の申請を行う必要がある。
許可期間の更新申請は、占有の目的・態様・場所・面積等に変更がなく、既存の占有の実態を継続する場合であっても、新規申請と同様の手続が求められ、現に当市においても、土地改良区等が管理する農業用排水路に係る占有許可の期間更新に際し、市の担当者が現地確認及び申請書の作成を行った上で、図面等の各種資料を添付し、所管する国土交通省の担当部署へ申請を行っている。
この運用により、限られた行政リソースを必要以上に消費しており、申請者である土地改良区等にとっても手続上の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者の負担軽減が図られ、迅速な事務処理が可能となる。

根拠法令等

河川法第24条、河川法施行規則第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、宮城県、熊本市

—

各府省庁からの第1次回答

河川法施行規則第40条にて、既に許可を受けている案件にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りるとしており、許可申請書の添付図書の省略等が可能である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	351	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可の申請手続について原則全ての町村で取り扱えるようにすること

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可(いわゆる「仮ナンバー」)の申請手続を取り扱う町村について、現行の「国土交通大臣が指定する町村」に限定する制度を見直し、原則全ての町村が当該業務を取り扱うよう、運用の見直しを求める。
また、本業務に対応できない町村の基準の明確化を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、自動車臨時運行許可の申請は、市と特別区のほか、国土交通大臣が指定した町村のみが取り扱うこととされており、指定を受けていない町村に住所を有する住民や事業者は、遠方の自治体まで来庁して手続を行わざるを得ない状況にある。
当市が取り扱う申請件数は年間約 2,200 件にのぼるが、そのうち約 15%は、隣接する指定外の町からの申請である。当市は当該申請を処理する法的義務を負いながらも、一定数の受益者は他自治体住民であり、申請件数に応じた財政負担・人的負担が当市に偏在する構造となっている。この状況は、市、特別区及び指定町村と非指定町村との間に事務負担の不均衡をもたらしており、地方自治の観点からも事務配分の見直しが必要と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、指定外の町村の住民や事業者は、当該申請を取り扱う自治体まで出向く必要があるが、原則全ての町村が申請窓口となることで、ほとんどの場合、居住又は営業する自治体の窓口で手続ができるようになる。特に、車検や名義変更等に伴い、緊急かつ当日中の対応が必要となるケースが発生する臨時運行許可申請の性質上、移動負担の軽減効果は大きい。
また、各市等において、非指定町村の住民に係る申請処理業務が削減され、行政の効率化が図られる。
さらに、原則全ての町村が申請窓口となることにより、現行制度が生み出している自治体間の事務負担の不均衡が解消され、地方行政の公平性が確保される。

根拠法令等

道路運送車両法第 34 条第2項
道路運送車両法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、新潟市、豊橋市、斑鳩町、安来市

○全ての町村でも臨時運行許可にかかる事務を取り扱えるようにすることで、申請者の負担軽減及び、各市等における事務負担の軽減に繋がると考える。

各府省庁からの第1次回答

自動車の臨時運行許可については、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに国土交通大臣が指定する町村の長が行うこととされている。町村の指定にあたっては、町村からの申出により、①自動車の使用の本拠の分布の状態、②臨時運行許可の権限を有する最寄りの行政庁の事務所の位置及びその行政庁のした臨時運行の許可に関する実績を考慮し行うこととされている。

市や特別区と比較して規模の小さい町村は行政事務を行うリソースが限られているため、仮に国が機械的に全ての町村を指定した場合、臨時運行許可制度の適正かつ持続可能な運用が困難になることから、現行制度の通り、国が町村の意向や実情等を踏まえて指定することが必要である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	358	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の配慮の対象施設の追加

提案団体

高岡市

制度の所管・関係府省庁

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地域未来投資促進法では、都市計画法上の土地利用に係る配慮として、5類型の対象施設に限り、市街化調整区域における開発ができることになっている。
しかし対象施設が限定されており、企業が市内に立地を検討する際、障壁となっている。
そのため、対象となる5類型の施設に加え、地域の経済を牽引する企業を支える産業団地周辺における物流業務施設についても対象に追加していただきたい。

具体的な支障事例

対象施設は5類型定められているが、例えば、「流通の結節点における食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場」など、対象となる分野が非常に限られている。
〔産業団地周辺における物流業務施設〕
現行の制度下において、物流分野については、「高速自動車国道等のICの近傍に立地した次世代モビリティに対応した物流施設」又は「都市計画マスタープランに記載された区域」でしか開発できない。
産業団地では、原材料等を運ぶための物流が必要であり、近隣に物流拠点があることが好まれる。しかし当市には空き用地がなく、現行の制度下では市街化調整区域内での開発が出来ない。都市計画マスタープランに位置付けることで開発が可能となるが、企業の求めるスケジュール感に合わない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域未来投資促進法における地域未来牽引事業者(製造業)の事業の推進にあたっては、物流機能をセットで確保していくことが必須である。
現行の都市計画法(立地基準)では、事業者自らが実施する物流事業者しか周辺への立地が認められない状況であり、事業者からは、立地を断念することになり事業に支障が発生しているという声が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

産業団地周辺に物流企業が立地できるようになることで、工場から出荷された製品の輸送距離を短縮でき、地域経済牽引事業の効果がより発揮されるようになる。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第 1 次回答

【経済産業省】

（主管省庁より回答）

【国土交通省】

市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては、都市計画法第 34 条各号に規定する基準のいずれかに該当する場合に限って開発許可が認められている。

地域未来法に基づく配慮規定に係る5類型については、都市計画法第 34 条第 14 号に基づき通常原則許可して差し支えないとするものであり、これ以外の施設について開発許可ができないというのではなく、同号に基づき開発審査会に付議して個別に一件審査することにより許可することが可能である。

加えて、予め条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を定めること（都市計画法第 34 条第 12 号）、市町村において地区計画を策定すること（都市計画法第 34 条第 10 号）でも、開発許可権者の判断で許可を行うことが可能である。

配慮規定の対象施設については、全国統一的に、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められると考えられるものとして規定されているものであるところ、特に（v）重点促進区域内にインターチェンジ等に近接して定める区域において立地する物流施設等については、無秩序に対象区域が拡大しないよう、区域設定の要件として都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランの記載内容に即することが求められている。マスタープランについては、都市計画運用指針（技術的助言）において「予定したプロジェクトの大幅な変更や予定していなかったプロジェクトの決定等マスタープラン策定段階には想定していなかったような状況が発生することも想定される。（略）こうした要請に応えるため、策定時点である程度見通しが可能な事項について記載をし、その後、ある程度明確な見通しが立った事項を追加する等記述内容に弾力性を持たせる、あるいは部分的改訂を機動的に行う等の対応を視野に入れてマスタープランの策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましい。」としており、現行制度下においても、マスタープランの記述に弾力性をもたせること等により、企業のニーズに迅速に対応することが可能である。そのため、マスタープランへの位置づけを行わずに、配慮規定の趣旨にそぐわないような本提案への対応は困難である。

なお、「現行の都市計画法（立地基準）では、事業者自らが実施する物流事業者しか周辺への立地が認められない」については、都市計画法上、施設所有者と物流事業の運営者が異なる場合も開発許可は可能であり、開発許可権者の運用基準等においてその取扱いを明確化している事例について、開発許可権者への説明会等の場で周知しているところ。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	364	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都市公園内における「占有できる施設」に学校を追加すること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法において、都市公園内に占有できる施設は限定列挙されており、「学校」は含まれていないため、都市公園内に学校が占有できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【背景】

当区では、老朽化した学校施設 25 施設を 30 年かけて建替える計画を検討している。区内の学校は敷地が狭く、校庭等の敷地内に仮設校舎や新校舎を建設しての建替えが難しい状況にあるため、別の場所に代替校舎を整備した上で、既存校舎の建替えを進めていく必要がある。

しかし、密集市街地が広がっている当区においてまとまった用地の確保は困難であり、また、児童生徒や保護者の負担軽減のために可能な限り各地域において代替校舎用地を確保する必要があることから、地域内にある都市公園の一部を、代替校舎用地として活用することを検討している。

なお、区全体で公園面積が大幅に不足(区民一人当たりの公園面積 約 2.0 m²)しており、オープンスペースを確保していく必要があることから、代替校舎用地を都市公園区域から除外することは難しい。

【現行制度について】

都市公園法においては、都市公園内に占有できる施設を限定列挙しており、学校は含まれていない。しかし、都市公園法施行令第 12 条第 2 項第 10 号に基づき、「地方自治体が条例で定める仮設の物件」として学校の代替校舎を位置づけることで、広場の面積の 30% の範囲内に限って占有は可能である。

なお、平成 29 年の法改正により、当時、地域課題であった待機児童問題を解決するため、保育所等の社会福祉施設については占有が認められる施設として位置づけられた経緯がある。

【課題】

仮設物件であれば、期間を定めて学校を占有することは可能であるが、当区の計画では、都市公園内に建設した代替校舎を地域内の複数校の建替えのために 30 年程度使用したいと考えている。このような長期間占有する物件について、都市公園法で定める仮設物件として取り扱うことに対する懸念があるため、占有が認められる施設として都市公園法に「学校」を位置づけてほしいと考えている。

【制度改正の必要性】

他自治体においては、1 校の建替え期間中、都市公園内に仮設物件として校舎を占有している事例はあるものの、複数校で使用している例はない。しかし、多くの学校施設の更新の時期を迎えつつある都市部においては、代替校舎用地あるいは学校建替え用地の円滑な確保や、財政の効率的な運用のため、そして、建替え時の教育環境の確保や児童生徒及び保護者の負担軽減のためにも、都市公園内への学校占有の必要性は高まって

いくものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年7月に学校施設建替え計画の検討状況を発表し、各地域への説明を実施した際に、代替校舎が遠方となると、子ども及び保護者の負担が大きいため、公園等への代替校舎建設を求めのご意見を多数いただいている。
公園内への代替校舎建設について、特区制度など国等への要望もすべきとのご意見もいただいている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市公園内に学校が占用可能となれば、より近い場所に代替校舎が設置でき、児童生徒の通学の負担また保護者の行事や急なお迎え等の負担軽減に繋がるほか、一定の広さがある都市公園内に代替校舎が設置されることにより、良好な教育環境の確保にも繋がる。
公園利用者が少ない平日の日中において学校教育の場として活用することや、放課後や休日における学校開放事業との連携等により、公園利用の促進に繋げることが可能である。
災害時の避難所として指定されている老朽化した学校施設を効率的に建替えることができ、また公園内の学校においては公園と一体的に避難所運営を行うことも可能となることから、地域の防災性向上に寄与する。

根拠法令等

都市公園法第6条、第7条
都市公園法施行令第12条第2項、第3項、第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

都市公園の廃止については、「都市公園法運用指針（令和6年12月国土交通省都市局）」の7「都市公園の保存規定について（法第16条関係）」において、『今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。』との見解を示し、地方自治の観点から、各地方公共団体の地域の実情に応じて判断いただくように周知しているところ。
また、都市公園法に基づく占用許可等の運用については、都市公園法第6条及び7条並びに同法施行令第12条及び14条等によって規定されており、施行令第12条第2項10号に基づき、地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設については、占用物件として取り扱う事が可能となっている。
以上を踏まえ、個別具体の占用物件について、公園管理者である地方公共団体が地域の実情を鑑みて、都市公園法第6条及び第7条並びに関係政令・条例に定める占用許可の要件及び技術的基準に照らし判断されるべきものであり、国として照会にある代替校舎の設置の可否を一律にお答えするものではない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	378	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁

求める措置の具体的内容

マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項において、マンション再生組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

土地区画整理法における土地区画整理組合においては、理事の住所の告示を行っていたことによって、商業事業者が土地区画整理組合の理事の自宅へ訪問するという事案が発生した。

マンションの再生等の円滑化に関する法律におけるマンション再生組合についても、理事長の住所を公告することにより、同様の事案が発生するおそれがある。

【対応の方向性】

土地区画整理組合の理事の住所の告示については、上記の点を踏まえ、プライバシー保護の観点から、令和7年地方分権改革に関する提案募集において見直しの検討が進められていると認識している。

同様の観点から、法人登記についても、「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にて、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないことを希望することができるようになっている。

以上を踏まえ、マンション再生組合の理事長の住所についても、行政区画以外を公開する必要はなく、また、権利者が組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

昨今の情勢を踏まえ、詳細な公告を控え組合事務所の所在地を明確にすることにより、防犯上の観点から、自

宅への直接の訪問を軽減することができる。

根拠法令等

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条第 1 項及び第 2 項、その他住所の告示等が規定されている法令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、横須賀市、新潟市、大阪府

—

各府省庁からの第 1 次回答

【内閣府】

横断的見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。

【国土交通省】

マンションの再生等の円滑化に関する法律に係る提案の内容については、個人情報保護の観点と同法第 25 条等の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否を検討することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	384	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

建築基準法第 89 条に規定する工事現場での確認の表示等における「建築主」に係る氏名表示の見直し

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 89 条に規定する工事現場における確認の表示等において、「建築主」の氏名の表示を苗字のみ又はイニシャル等の表示で行うことを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

建築パトロール等において、建築主名の表示が無い又は苗字のみやイニシャル等で記載されている確認の表示を見かけることがあり、建築基準法では「建築主の氏名」を表示することになっているため、発見次第都度、指導を行っているが、個人情報等を理由に氏名の表示に難色を示され、トラブルに発展するケースがある。例えば、建築主の氏名を表示するよう指導した際に、施工者から個人情報保護を理由に表示を拒まれ、後日建築主本人から苦情の連絡を受けることがあった。このような場合、法律(条文)の話しても相手は納得されないケースがほとんどである。最近では表札を掲げない住宅も多く、近所に氏名を知られたくないとする方も少なくない。

確認表示板に建築主の表示が無くても、確認番号等で建築主は特定可能であるとする。また、建築基準法第 93 条の 2 により、建築計画概要書の閲覧は可能であり、同制度を活用すれば建築主の氏名を住民は知ることが出来るため、支障はないとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

建築主本人や施工業者等から、確認の表示における「建築主の氏名」の表示について、柔軟な対応は出来ないのか意見・要望がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

建築主の氏名表示により、以下のような不利益が想定されるため、これらを防ぐことで建築主の保護が図られる。

- ・DV やストーカー行為等の被害を受ける可能性。
- ・氏名から家族構成や職業等の個人情報の特定。
- ・SNS やインターネット検索による個人情報の特定。
- ・個人情報を悪用した詐欺等の犯罪の標的になる可能性など。

また、違反指導に伴う行政事務の負担軽減や業務効率化が図られる。

根拠法令等

建築基準法第 89 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島市、稲沢市、熊本市

—

各府省庁からの第 1 次回答

建築基準法第 89 条(昭和 25 年法律第 201 号)に規定する、工事現場における確認の表示は、その工事に係る建築計画が、同法が定める手続きを経たものであることや設計者及び工事監理者が建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)において定める資格を有しているか等を工事現場に明示することで、違反建築物の発生の防止を図っており、同条の規定への違反に対しては建築基準法第 103 条第 3 号の罰則も規定されているところ。建築主は、建築計画における責任者であり、その影響が生じる近隣に対して建築計画を説明する責任を負っていることから、ご提案にある個人情報の保護の要請を踏まえてもなお、紛争防止の観点で建築主の氏名の表示は必要であり、特定行政庁におかれては、引き続き本規定に違反する者に対しては適切に指導を実施いただきたいと考えている。